

戸籍附票システム標準仕様書

機能・帳票要件【改定履歴】

| 版数 | 改定日 | 主な改定理由 | 機能ID | 機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし) | 適合基準日 |
|-------|-----------|-------------------------------------|---------|-----------------------------|----------|
| 第1.0版 | 令和4年8月31日 | 初版公開 | — | — | — |
| 第2.0版 | 令和5年3月31日 | 第2.0版公開 | — | — | — |
| 第2.1版 | 令和5年8月31日 | 管理項目として「成年被後見人である旨」の追加、アラートの追加、誤記訂正 | 0040001 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040019 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040132 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040215 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040220 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040261 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040262 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |

| | | | | | |
|-------------------------|-----------|------------------------------------|---------|------|----------|
| 第3.0版 | 令和6年1月31日 | 第3.0版公開 (氏名の振り仮名法制化に伴う修正、誤記訂正等) | 0040002 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040024 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040044 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040046 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040051 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040071 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040075 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040132 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040157 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040166 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040167 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040224 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040234 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040240 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040253 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040257 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040261 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040262 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040263 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040264 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040265 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040266 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040267 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040268 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040269 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040270 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040271 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040272 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040273 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040274 | 新規付番 | 令和8年4月1日 |
| 0040275 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040276 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040277 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040278 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040279 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040280 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040281 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 0040282 | 新規付番 | 令和8年4月1日 | | | |
| 第3.0版 | 令和6年3月28日 | 誤記訂正 | 0040027 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 旧氏の振り仮名 対応等に係る想 定 | 未定 | 旧氏・旧氏の振り仮名政令改正に伴う修正等 | 0040263 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040284 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040285 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| | | | 0040286 | 変更なし | 令和8年4月1日 |

| | | |
|---------|------|------------|
| 0040026 | 変更なし | — |
| 0040027 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040028 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040029 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040030 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040031 | 変更なし | — |
| 0040032 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040033 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040034 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040035 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040036 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040037 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040038 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040039 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040040 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040041 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040042 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040043 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040266 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040045 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040267 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040268 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040269 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040047 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040050 | 変更なし | 令和9年度第1四半期 |
| 0040270 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040271 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040086 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040100 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040273 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040274 | 削除 | — |
| 0040219 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040276 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040231 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040277 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040235 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040236 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040240 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040248 | 変更なし | 令和8年4月1日 |
| 0040281 | 削除 | 令和8年4月1日 |
| 0040283 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040284 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040285 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |

| | | |
|---------|------|------------|
| 0040286 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040287 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040288 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040289 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040290 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040291 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040292 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040293 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040294 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040295 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040296 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |
| 0040297 | 新規付番 | 令和9年度第1四半期 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 大分類 | 機能名称 | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種類) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 | |
|------|--------|--------------|-------------------|---------------------------|--------------------|--|------|-----|--------|---|--|------------|----------|
| | | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1 戸籍の附票データの管理 | 修正 | 0040283 0040284 | 戸籍の附票に記載されている者(削除となった者も含む。)について、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の表示(本籍・筆頭者)は、戸籍情報システムで管理されている内容と同一の内容を管理すること。 氏名は、該当する戸籍に記載されている氏名と同一の字形で記載ができること。また、生年月日は該当する戸籍に記載されている生年月日と同じ内容とし、住民記録システムに準じ和暦で管理すること。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を備えること。 性別について、戸籍情報システムに記載されている実父母(又は養父母)との続柄や夫又は妻の情報等から変換された性別とすること。 戸籍附票宛名番号は、戸籍附票システム内で採番された個人を特定できる一意な番号を指す。附票番号とは、戸籍の附票単位で振られた番号を指す。同一の戸籍の附票の者の並び順は、該当する戸籍に記載されているものと一致すること。 個人番号未付番号については、戸籍の附票に住民票コードが記載されないところ(デジタル手続法附則第4条第3項)、CSとの連携のため、住民票コードに代わる符号を設定し、管理すること。 世帯主氏名は、分科会における議論の結果、使用実態及び今後のニーズを確認できなかったことから、不要と判断した。 再製については滅失された戸籍の附票に対して行われるものであることから、再製消滅年月日については記録できる戸籍の附票の除票が存在しないため、管理項目としていない。 現在、「旧氏」及び「旧氏のフリガナ」を戸籍の附票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040283から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴うシート「項目詳細一覧」の修正及び「考え方・理由」を補記 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1 戸籍の附票データの管理 | | 0040284 | 以下の項目の一部(戸籍の表示(本籍・筆頭者)、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別等)については、戸籍情報システム等の戸籍附票システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持と、戸籍附票システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1 戸籍の附票データの管理 | | 0040003 | 削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること。 | × | × | × | 削除となった者若しくは戸籍の附票の除票について本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、記載事項を修正せず、誤記等である旨又は誤記等の修正後の記載について備考欄に記載されることとし、記載・削除・修正は実装不可機能とした。 なお、削除となった後に削除となった者と同一戸籍の氏変更があった場合等においても、削除となった者については削除となった際の情報を保持すること。ただし、削除となった者が当該戸籍の筆頭者である場合、身分事項としての氏の変更は許容しないが、戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏(戸籍の附票のインデックスとしての氏)の変更を認める。 | | | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1 戸籍の附票データの管理 | | 0040004 | 最新の住所を除く住所の履歴の記載・削除・修正ができること。 | × | × | × | 最新の住所を除く住所の履歴については、誤記や記載漏れ等が想定されるが、履歴を修正することは過去の公証事項を修正することに当たするため、削除となった者及び戸籍の附票の除票に対する対応と同様、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について備考欄に記載されることとし、記載・削除・修正は実装不可機能とした。 | | | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.2 改製 | | 0040005 | 戸籍の附票は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと。)を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 戸籍の附票は、任意のタイミングで手動改製ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、テキストデータとして戸籍の附票(原票)を管理する場合で、システム上の費用等の課題がない場合は、欄の大きさの上限を設けず、満欄による自動改製は行わないようにする。 法においては、市区町村長の判断により改製が可能であることから、任意改製の機能を設けることとする。 戸籍情報システムに同様に構築された場合においても、戸籍の附票単体で改製が必要となること想定されるため、戸籍附票システム単独で改製を実施できる機能を想定している。 また、「市町村長は、戸籍の附票を改製する場合には、当該戸籍の附票の消滅前又は修正前の記載(法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録。)の移記を省略することができる(令第21条第2項の規定により読み替えて準用する令第13条の2)とされていることから、改製する場合においても最新の履歴以外を移記することは許容されている。 | | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.2 改製 | | 0040006 | 改製を行った年月日を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.2 改製 | | 0040007 | 戸籍法第11条の2に基づき戸籍が再製された場合においては、戸籍の附票を改製すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票システムにおいては、戸籍情報システムにおける訂正に係る事項の記載のない戸籍の附票の再製という概念が存在しないことから、戸籍法第11条の2に基づき、戸籍において虚偽の届出等、錯誤による届出等又は市町村長の過誤の訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があり、戸籍の再製が行われた際には、改製することとする。戸籍の全部又は一部が滅失等した場合の戸籍法第11条に基づく戸籍の再製が行われた際には、戸籍附票システムにおいても再製で対応することを想定している。 | | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040008 | 戸籍の附票に記載された者全員を削除したとき又は戸籍の附票を改製したときは、戸籍の附票の除票とすること。削除又は改製を実施した日(削除の事由が生じた年月日又は改製消滅年月日)から150年間保存を行うこと。保存期間を経過した戸籍の附票の除票の廃棄を行えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 令第34条に基づき、戸籍の附票の除票は150年保存可能な形式とする。 | | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------|---------------------|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|---|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040009 | 法第21条の2に規定する戸籍の附票の除票の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | デジタル手続法による改正後の法により、住民票の除票と同様、戸籍の附票の除票が公益基礎として法令上明確に位置づけられた。これにより、戸籍の附票の除票となった時点の情報を確実に記録しておくことが必要であることから、戸籍の附票の除票の記載事項は修正しないこととされた。よって、万一、誤記が判明した場合は、戸籍の附票の除票の記載事項を直接修正せず、戸籍の附票の除票の備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力することとする。また、戸籍の附票の除票の記載事項でない事項(備考等)に誤記があることが判明した場合も、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力できること。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040010 | テキストデータ化が実施できていない戸籍の附票の除票に関してはイメージデータを管理できること。イメージデータの解像度は400dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取ったイメージデータについては、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍情報システム電算化前の戸籍の附票の除票は紙での管理、イメージデータでのシステム管理の2つの管理形態が存在しており、様式については規定されていないため様々な様式が存在している。また、ペーパーレス化の観点や、デジタル手続法第9号施行日以降、本籍・筆頭者等の省略に対応するための手処理運用の煩雑さを考慮すると、紙運用よりもシステムで運用できることが望ましいため、テキストデータ化ができない戸籍の附票の除票についてはイメージデータのシステム管理ができる機能を定義している。イメージデータ管理の機能は、システム移行時も考慮し、解像度やデータ形式等も定義している。標準準拠システム移行前に読み取ったイメージデータを除き、原則は400dpiで保持することを求めている。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040011 | 読み取った戸籍の附票の除票はBMP形式で保持できること又はBMP形式に可逆変換できること(例:TIFF)。 | ◎ | ◎ | ◎ | イメージデータの保存形式として①BMP形式、②BMP形式に可逆変換できる形式としているが、②の形式で保持する場合には、可逆変換前の形式においても400dpiとなるような形式で保持されるものを指している。データ形式の変換は、イメージデータに変更を加えないまま実施することを想定しており、改ざんに当たらない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040012 | 読み取った戸籍の附票の除票に対してイメージ処理が行えること(例:文字追加、線描画等)。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040013 | スキャナでの戸籍の附票の除票読み込み時に濃度を調整できること。スキャナで読み込んだ戸籍の附票の除票を回転させ、体裁を整えることができること。スキャナの読み取り位置を設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 濃度調整は、元の戸籍の附票の除票の内容を損なうような調整にならないものを指している。イメージデータの回転は、イメージデータに変更を加えないまま実施することを想定しており、改ざんに当たらない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040014 | 戸籍の附票の除票のイメージデータに変更が発生した場合、システム上で誤記修正・保存処理を実施できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | イメージデータで管理している戸籍の附票の除票に関しては、通常の戸籍の附票の除票に対する誤記修正を行う場合と同様の内容をイメージデータの余白部に記載することとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.3 戸籍の附票の除票の管理 | | 0040015 | デジタル手続法第10号施行日以前の戸籍の附票の除票については、イメージデータを検索するための項目として、氏名・生年月日・戸籍の表示(本籍・筆頭者)・住所・消除事由(職権消除、改製等)・事由の生じた年月日を登録できること。また、その項目を基に検索を実施できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040016 | 電子データ(テキスト)及びイメージデータとして管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 改製不適合戸籍の附票とは戸籍情報システムの電算化において、「顔字を使用することができます。本人が文字の変更を認めない場合や確認が取れない場合」等に戸籍がテキストデータ化されないことに伴い戸籍の附票においてもテキストデータにされずに紙やイメージデータのまま管理がされている戸籍の附票を指す。現在も改製不適合戸籍の附票を管理している団体が存在しており、紙又はイメージデータによるシステム管理の2つの管理形態が存在する。戸籍については、平成26年7月4日付付法務省民一第740号民事局第一課長回答にて、「電子情報処理組織の取り扱いに適合しない戸籍の画像情報処理方式による顔文字データ化について、差支えないとされた事例」とあり、必ずしもシステムで管理を行うべきという回答ではないため、紙での管理も残っている状況であり、戸籍の附票も戸籍に準じ紙での管理が残っている。デジタル化3原則やデジタル手続法第10号施行日以降の運用を見据えると、原則標準準拠システム移行時には改製不適合戸籍の附票についても附票本人確認情報の通知等が必須となるためテキスト化すべきであると考え、本人の同意を得られない、連絡が取れない等様々な理由によりテキスト化が困難で、現行の運用を継続せざるを得ない状況も考えられることに加え、戸籍情報システムにおいてイメージデータの管理を継続し、情報連携等に必要情報のみテキストデータ化する方向であることを踏まえ、戸籍附票システムにおいても電子データ(テキスト)での管理とイメージデータの管理機能を併用する。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040017 | イメージデータの解像度は400dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取ったイメージデータについては、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。 | ◎ | ◎ | ◎ | イメージデータ管理の機能は、システム移行時も考慮し、解像度等も定義している。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040018 | 読み取った改製不適合戸籍の附票はBMP形式で保持できること又はBMP形式に可逆変換できること(例:TIFF)。 | ◎ | ◎ | ◎ | イメージデータ管理の機能は、システム移行時も考慮し、データ形式等も定義している。データ形式の変換は、イメージデータに変更を加えないまま実施することを想定しており、改ざんに当たらない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040019 | 読み取った改製不適合戸籍の附票に対してイメージ処理が行えること(例:文字追加、線描画等)。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040020 | スキャナでの改製不適合戸籍の附票の読み込み時に濃度を調整できること。スキャナで読み込んだ改製不適合戸籍の附票を回転させ、体裁を整えることができること。スキャナの読み取り位置を設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 濃度調整についても、元の改製不適合戸籍の附票の内容を損なうような調整にならないものを指している。イメージデータの回転は、イメージデータに変更を加えないまま実施することを想定しており、改ざんに当たらない。 | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 大分類 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------|---------------------------------|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|--|---------------------------|------------|
| | | 中分類 | 小分類 | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040021 | 改製不適合戸籍の附票のイメージデータに変更が発生した場合、システム上で職権記載、職権削除及び職権修正・保存処理を実施できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | イメージデータで管理している改製不適合戸籍の附票に対する記載・削除・修正は、通常の戸籍の附票に対する方法と同様になるよう、イメージデータの余白部等に記載することとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040022 | 編集機能として、文字情報の追加・削除、編集内容の確認画面と承認機能を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理 | | 0040023 | 電子データ(テキスト)としては、1.1.1(「戸籍の附票データの管理」)に規定する項目を管理すること。また、規定した項目を基に検索ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.5 空欄 | | 0040265 | 1.1.1(「戸籍の附票データの管理」)に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、「基本データリスト」を参照すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | 氏名については、出生届において名が未定の場合があるが、氏は必ず記載されることから、氏名の項目としては空欄を許容しない。 また、出生届は14日以内に届け出る必要があり、性別が空欄の戸籍ができることがある。戸籍の記載において性別が空欄となっている場合は、原則としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍届出上許容されている場合は、確定し次第、職権で修正する。また、デジタル手続法第9号施行日前に削除となった者についても、削除となった時点で記載項目とされていないため、空欄が許容される。 住所については、住所不明者についてのみ空欄を許容するが、住基ネットの本人確認情報の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に住所不明者となることが適切である(例えば、最終住所地市区町村で調査の結果職権削除となった者で、どこの市区町村にも転入又は職権記載がされていない場合は住所不明者となる)。 住民票コードについては、住基ネット稼働後に一度も住民基本台帳に記録されたことがない者等は未付番者となるため、空欄が許容される。また、デジタル手続法第10号施行日前に削除となった者についても、削除となった時点で記載項目とされていないため、空欄が許容される。 生年月日については、出生届提出時に確定している項目であり、基本的には空欄が許容されない。ただし、性別同様、デジタル手続法第9号施行日前に削除となった者については、空欄となり得るため、その場合においては空欄が許容される。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.6 旧氏 | 新規追加 | 0040284 | 法第17条第8号に定める旧氏を記載できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 国外転出をしても、引き続き個人番号カードが使用できるようになるが、戸籍の附票の記載事項が個人番号カードの記載事項の減となることから、国外転出者が所有するカード裏面に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、戸籍の附票の記載事項として旧氏が追加された。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】にて、新規追加 | 令和9年度第1四半期 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.6 旧氏 | 新規追加 | 0040285 | 住民票で旧氏の変更又は削除がされた場合、戸籍の附票においても変更又は削除ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 旧氏を戸籍の附票にも記載することとし、変更及び削除についても同様とすること。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】にて、新規追加 | 令和9年度第1四半期 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.6 旧氏 | 新規追加 | 0040286 | 国外転出者の請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 国外転出者においては、住民票が削除され、住民票での旧氏の管理はできなくなるが、戸籍の附票において引き続き管理する。国外転出者は、本籍地市区町村に、旧氏記載の請求等ができることとなる。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】にて、新規追加 | 令和9年度第1四半期 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.7.6 年月日の管理 | 訂正 | 0040026 | みなし生年月日等を作成できること。 | × | × | × | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.8.7 年月日の表示 | 訂正 | 0040027 | 年月日は、戸籍の附票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。 上記の記載・表示のため1.3.3(和暦・西暦管理)による適切な変換機能を備えていること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、二次元コード(JIS X 0510)化やOCR読み取りに支障が出るため、全て和暦で表示することとする。 なお、これは証明書等で表示する際のルールであり、入力やデータの持ち方としては、和暦と西暦のどちらを用いても、記載・表示する際や他システム連携の際に適切に変換できれば差し支えない。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.9.8 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名 | 訂正 | 0040028 | 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名を戸籍の附票へ記載できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名については、都道府県名についても省略せずに管理すること。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.9.8 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名 | 訂正 | 0040029 | 上記の記載にあたり、指定都市にあっては、行政区(総合区を設置している場合は総合区、以下同じ。)まで管理すること。 | ◎ | - | - | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎: 実装必須機能、○: 実装オプション機能、×: 実装不可機能、-: 対象外

| 要件識別 | 機能名称 | | | | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------|--|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|---|---------------------------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.9 ⁹ 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名 | 訂正 | 0040030 | 必要に応じ、戸籍情報システムに対して、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書を作成する際に必要な情報(在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者氏名、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名等)を連携できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍情報システムで在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書を作成する場合に、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者氏名や当該帳票の送付先市区町村名を提示・連携できる機能を備えた。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.10 ⁹ 本籍・筆頭者 | 訂正 | 0040031 | 本籍・筆頭者欄は、「なし」又は「不明」と記載できること。 | × | × | × | 法第16条で「市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。」としていることから、本籍・筆頭者は必ず存在するため、いずれの項目においても「なし」又は「不明」の取扱いはなかり得ない。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.11 ⁹ 戸籍附票宛名番号、附票番号 | 訂正 | 0040032 | 戸籍附票宛名番号及び附票番号は、自動付番できること。 戸籍附票宛名番号及び附票番号は、それぞれ戸籍情報システムで管理されている戸籍個人番号、戸籍番号とひとっけで管理することができること。 同一自治体内で番号が重複しないようにすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票宛名番号は個人を特定できる一意な番号を指し、個人を単位で付番される番号を指す。附票番号は戸籍の附票を特定できる一意な番号であり、戸籍の附票単位で付番される番号を指す。 本仕様書としては、戸籍附票システムにおいて自動付番する分野別番号とするものの、戸籍情報システムにおいては、戸籍を構成する個人単位で付番される戸籍個人番号、戸籍単位で付番される戸籍番号が存在していることから、それらの番号と同一番号で管理することを妨げるものではない。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.11 ⁰ 戸籍附票宛名番号、附票番号 | 訂正 | 0040033 | 指定都市においては、行政区ごとに番号を管理し、区間転籍の際には新規付番できること。 | ◎ | - | - | 指定都市においては、行政区ごとに戸籍を管理しており、区間転籍の際には新たに付番していることから、同機能を備えることとした。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.12 ⁺ 備考 | 訂正 | 0040034 | 備考に異動履歴を入力できること。 備考に個人を単位として、自由入力できる備考欄(その他)(20.0.6参照)を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票の写し等の証明書には本人等、国若しくは地方公共団体の機関による特別の請求又は第三者若しくは特定事務受任者による必要である旨の申出があった場合に、異動履歴の記載等を行っている市区町村があること、また、削除となった者に誤記があることが判明した場合に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を記載する必要があること(1.1.10戸籍の附票の除票参照)から、それらを記録する機能も必要であると想定されるため、当該機能を設けた。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------|--------------------|---------------------------|---------|--|------|-----|--------|---|---------------------------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.2+ 備考 | 訂正 | 0040035 | 異動履歴については、20.0.4(備考欄(異動履歴)の記載)により自動で作成され、備考欄に記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.2+ 備考 | 訂正 | 0040036 | 備考欄(その他)(20.0.6参照)の削除・修正を履歴管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.2+ 備考 | 訂正 | 0040037 | 備考に入力されたものについては、必要に応じ戸籍の附票の写し等の証明書に出力することができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 証明書における備考欄は、特別の請求又は必要である旨の申出を受けてプライバシー保護の観点等から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、当該項目を表示して交付する。 編製年月日、改製記載年月日又は再製記載年月日については、戸籍の附票の連続性を確かめる必要がある戸籍の附票の写し等の交付を求める者の便宜を図る観点より、必ず備考欄に記載することとする(20.0.3参照)。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.2+ 備考 | 訂正 | 0040038 | 消除となった者の記載事項及び備考欄に記載があることが判明した場合、備考欄に記載である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨及び誤記修正後の記載等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目を表示して交付する場合にのみ出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 消除となった者若しくは戸籍の附票の除票について本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、記載事項を修正せず、誤記等である旨及び誤記等の修正後の記載について備考欄に記載されるものとする。ただし、その誤記等である旨及び誤記修正後の記載等について表示されないことで、第三者による悪用等のリスクも想定されるため、当該内容については必ず備考欄に記載することとした(20.0.5及び20.0.6参照)。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨及び誤記修正後の記載等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。 また、戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏の変更を許容するが、構成員としての筆頭者の欄(附票に記載されている者)の欄は消除されて以降の変更を許容しないことから、当該戸籍の表示の筆頭者氏名欄と構成員欄の消除された筆頭者が同一人物であることを担保するため、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、戸籍の表示が表示された場合に、備考欄に戸籍の表示における筆頭者氏名欄の氏変更の異動履歴を必ず記載することとする(20.0.4参照)。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.2+ 備考 | 訂正 | 0040039 | 最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、備考欄に記載である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.2+ 備考 | 訂正 | 0040040 | 戸籍の附票上の住所が消除され、空欄になった者については、そのことに係る異動履歴を証明書に出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住所不明者については、最新の住所が空欄又は住基ネットの本人確認情報の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に「住所不明者」とされることを想定しているが、住所及び住所の履歴の記載だけでは状況の把握が難しく、記載漏れ等の誤解を招く恐れがあることから、住所が消除された際の異動履歴を備考欄に記載するものとする。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.32 メモ | 訂正 | 0040041 | 個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力ができること。メモ入力されたものについては、戸籍の附票の写し等の証明書に出力されないこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | メモ機能については、証明書に出力しない事項について、限定せずに記載できる機能とした。 また、メモは個人単位で保持しているメモを複数に分割して管理することも可能である。 なお、個人情報保護の観点にも十分留意の上で記載することが重要である。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.32 メモ | 訂正 | 0040042 | メモを入力した者の操作者ID及び日時が記録されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.32 メモ | 訂正 | 0040043 | メモの削除・修正について履歴管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.49 支援措置対象者管理 | 訂正 | 0040266 | 支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、戸籍附票システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の当該表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) 支援措置対象者の相手方及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。 なお、支援措置対象者の氏名及び併せて支援措置を求める者の氏名、戸籍附票宛名番号、支援を求める事務、住所等及び支援措置の期間以外の項目については、戸籍附票システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも戸籍の附票の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 総務省通知(令和4年3月31日付け総行総第32号、総総第8号)で「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の様式例を示し、申出書に記載する事項を例示しており、上記の項目を抜粋した。 戸籍の附票及び戸籍の附票の除票においては、最新住所を含む住所の履歴に現住所が表示される可能性があり、データベース上で確認できる必要がある。 支援措置においては、申出がなされたから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上で確認できる必要がある。 10.3(操作権限管理)において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理等について、管理できるものである。 本籍地について、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数回変更することがあり得ることから、現住所が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しを保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要がある。 なお、支援措置対象者の氏名及び併せて支援措置を求める者の氏名、戸籍附票宛名番号、支援を求める事務、本籍等及び支援措置の期間以外の項目については、住民記録システムに準じて、戸籍附票システム以外のシステムでのデータベース構築を可能とした。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------|---------------|------|---------------------------|---|------|------|-----|---|---|------------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 機能ID | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.54 郵便番号 | 訂正 | 0040045 | 住所の郵便番号を管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 郵送のニーズが一定以上あると想定されるため、便宜的に管理項目とする。実装方法として、住民記録システムと戸籍附票システム共通で持つことは問題ないと考える。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の軽微な訂正 | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.66 振り仮名 | 修正 | 0040287 0040287 | 氏名については、氏名の振り仮名及び氏名の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 また、旧氏については、旧氏の振り仮名を管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 氏名及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第17条各号における戸籍の附票の記載事項とされた。氏名の振り仮名は、戸籍に氏名の振り仮名の記載がされることで、戸籍の附票にも記載されることとなるが、令和6年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内に限り、戸籍の筆頭に記載されている者は氏名の振り仮名を、戸籍に記載されている者は名の振り仮名の届出をすることができるとされていることから氏又は名のそれぞれの振り仮名が公証され、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されていることを管理する「氏名の振り仮名公証フラグ」が必要となる。当該フラグが立っていない氏名の振り仮名については、戸籍に記載され、法第17条の記載事項として記載された振り仮名ではなく、戸籍附票システムで事実上保持している振り仮名となる。また、氏のみ又は名のみの振り仮名が戸籍に記載された場合において、記載された氏又は名の振り仮名のみを上書きして当該振り仮名に上記フラグを立て、連携されていない氏又は名の振り仮名については従前の振り仮名データを維持することに留意すること。 削除となった者においては、氏名の振り仮名が記載されている者と記載されていない者が混在し続けるため、令和5年改正戸籍法の施行日から1年経過した後も「氏名の振り仮名公証フラグ」による管理が必要である。 旧氏の振り仮名については、住民記録システムにおいて、「旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を届け出ることができることから、旧氏の振り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。」としているところ、戸籍の附票においては、これまで旧氏の振り仮名を管理しておらず、戸籍の附票への旧氏の振り仮名の記載の施行日に初めて記載されることとなるため、旧氏の振り仮名について、事実上管理されていた振り仮名と戸籍の附票の記載事項としての振り仮名を区別するための「旧氏の振り仮名公証フラグ」は不要となる。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040287から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.65 振り仮名 | 修正 | 0040288 0040288 | 氏名及び旧氏の振り仮名については、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040288から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.1 戸籍の附票データ | 1.1.1.66 振り仮名 | 修正 | 0040289 0040289 | 氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040289から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.2 異動履歴データ | 1.2.1 異動履歴の管理 | 修正 | 0040290 0040047 | 1.1.1(戸籍の附票データの管理)に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | 異動履歴の管理項目は基本的に住民記録システムに準ずる。ただし、届出日や申出日等、戸籍附票システムにおいて必要のない項目については削除した。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040047から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴うシート「項目詳細一覧」の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.2 異動履歴データ | 1.2.1 異動履歴の管理 | | 0040048 | 別途管理している操作者ID及び操作日時(10.2参照)については、異動履歴とひもづけることができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.2 異動履歴データ | 1.2.1 異動履歴の管理 | | 0040049 | 異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 ・戸籍の附票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。 ・データキーは、戸籍附票宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に関わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件識別 | 機能名称 | | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|-------------|------------|----|---------------------------|--|------|----------|---------|--|--|------------|-------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.2 異動履歴データ | 1.2.2 異動事由 | 補記 | 0040050 | システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。 また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分にマッピングができること。 異動事由は、以下のとおり区分すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | データ連携を前提として、改造仕様書に定義されている異動事由を基に項目を設けた。 前提として、本仕様書において異動事由「コード」というデータベースの物理的な異動事由コードのラインナップは定義していない。本仕様書の「区分すること。』は、各社のパッケージの異動事由コード及び付随する区分が、本仕様書の論理的な区分にマッピングできることと考える。 修正の事由の「職権修正等」については、住基ネット回線を通じて連携される住民記録システムにおける住民票に対する「職権記載等」、「職権削除等」、「職権修正等」、「住民票コードの変更請求」、及び「住民票コードの職権記載等」、「旧氏の記載」、「旧氏の変更」及び「旧氏の削除」がマッピングされる異動事由を指す。戸籍附票システムにおける職権修正は「その他職権修正」とし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名の変更や国外転出者からの旧氏及び旧氏の振り仮名の請求等に伴う職権修正は「その他職権修正」に含まれる。 戸籍において虚偽の届出等、錯誤による届出等又は市町村長の過誤によって記載が行われ、戸籍法第11条の2に基づき、その記載について訂正がされた場合には、戸籍附票システムにおいては戸籍届出等による記載、削除又は修正の異動事由で対応するものとする。また、戸籍法第11条の2に基づき、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があり、戸籍の再製が行われた際には、戸籍附票システムにおいては改製を行い、異動事由は「改製(戸籍法第11条の2に基づき戸籍の再製に伴う改製を指す。)」で対応するものとする。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う「考え方・理由」の補記 | 令和9年度第1四半期 | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|------------|--------------|-----------------|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|---|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.1 入力場所・入力端末 | | 0040051 | システムログや証明書発行管理に使用するため、戸籍附票システムを使用する場所として、本庁・支所・出張所、戸籍附票システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | システムログや証明書発行管理に使用するための戸籍附票システムを使用する場所(本庁・支所・出張所・戸籍附票システム利用課等の入力場所)及び入力端末等を管理する機能が必要。 なお、当該機能については、標準標準システムで実装するか、共通基盤等で実装するかを問わない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.1 入力場所・入力端末 | | 0040052 | 指定都市においては、行政区を管理できること。 | ◎ | - | - | | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.2 住所辞書管理 | | 0040053 | 必要に応じ速やかに、最新の住所情報に更新すること。国名又は地域名については、毎年、最新の情報に更新すること。ただし、住所等の(旧)町名等を入力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.2 住所辞書管理 | | 0040054 | 住所情報は、職員でも容易に修正できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.2 住所辞書管理 | | 0040055 | 住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、都道府県市区町村コード、町字コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.2 住所辞書管理 | | 0040056 | 住所カネ入力(例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数字を入力することをいう。)をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、住所が自動で入力されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.2 住所辞書管理 | | 0040057 | 住所及び本籍について都道府県一市区町村名一大字一小字の順に一覧表から順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.3 和暦・西暦管理 | | 0040058 | 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.3 和暦・西暦管理 | | 0040059 | 元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.4 公印管理 | | 0040060 | 市区町村長及び職務代理者の公印を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.4 公印管理 | | 0040061 | 指定都市の場合は、上記に他区長及びその職務代理者の公印を管理できることも含む。 | ◎ | - | - | | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.5 交付履歴の管理 | | 0040062 | 1.1.1(戸籍の附票データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.1.1(戸籍の附票の写し)、20.1.2(戸籍の附票の除票の写し))は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.5 交付履歴の管理 | | 0040063 | 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.6 認証者 | | 0040064 | 証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏名を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.6 認証者 | | 0040065 | 期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.6 認証者 | | 0040066 | 指定都市においては、他区長及びその職務代理者の職名・氏名を管理できることも含む。 | ◎ | - | - | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 1 管理項目 | 1.3 その他の管理項目 | 1.3.6 認証者 | | 0040067 | 証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名を空欄とできること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.1 検索機能 | | 0040068 | システム利用者(操作者ID単位)ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値(検索履歴)については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。 また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用した新たな検索にも対応できること。 ※「検索」は、対象者を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した対象者の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.2 検索文字入力 | | 0040069 | 氏名に関する項目の検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も含まれた検索を除く。)ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.2 検索文字入力 | | 0040070 | (株)や(有)等の記号を入力及び検索できること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | | - |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|------------|----------------|--------------------|------|---------------------------|---|------|------|--------|--|--|------------|-------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 指定都市 | | | | 中核市 | 一般市区町村 | | | | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | 修正 | 0040291 0040230 | 氏名・旧氏・氏名及び旧氏の振り仮名・生年月日(西暦・和暦)・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、削除となった者の備考欄に含まれる、感記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040270から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | | 0040073 | 指定都市においては、区からも検索できるとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区の選択も可能とすること。 | ◎ | - | - | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | | 0040074 | 複数の条件を掛け合わせた検索や項目内の部分検索を実施できること。また、これらの検索で処理日等の項目で期間を指定して検索できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | 修正 | 0040292 0040214 | 異動履歴の検索においては、氏名・旧氏・氏名及び旧氏の振り仮名、住所、住所コード、方書、住民票コード及び本籍については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040271から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | | 0040076 | 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | | 0040077 | 西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | | 0040079 | 対象者を検索、選択後、該当者の1.1.1(戸籍の附票データの管理)のデータをCSV形式で出力する機能を備えること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.1 検索 | 2.1.3 基本検索 | | 0040080 | 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索(絞込み)ができること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | | - | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.1 異動履歴照会 | | 0040081 | 個人や同一の戸籍の附票の者を特定した後に、1.2.1(異動履歴の管理)に規定する異動履歴を照会できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.1 異動履歴照会 | | 0040082 | 1.2.1(異動履歴の管理)に規定する項目を用いて対象者の異動履歴を照会できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.1 異動履歴照会 | | 0040083 | 複数の戸籍の附票にまたがる同一個人を単位として履歴を照会できること。 | × | × | × | 新しい戸籍を作った者について、元の戸籍に基づく戸籍の附票を照会する等といった、複数の戸籍の附票にまたがる同一個人を単位とした履歴の照会までは不要と考え、実装不可機能とした。 | | - | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.2 交付履歴照会 | | 0040084 | 個人を特定した後に、1.3.5(交付履歴の管理)に規定する証明書の交付履歴(20.1.1(戸籍の附票の写し)、20.1.2(戸籍の附票の除票の写し)について、照会できること。なお、照会に当たっては、1.3.5(交付履歴の管理)に規定する項目から行えること。また、コンビニで交付された場合も同様に照会できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.3 文字コード照会等 | | 0040085 | 漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会できるとともに、文字コードの照会ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.2 照会 | 2.2.4 支援措置対象者照会 | 訂正 | 0040086 | 照会した支援措置対象者(併せて支援を求める者を含む。以下同じ。)の戸籍の附票データを確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、1.1.4(支援措置対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報を確認できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の経歴な訂正 | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 2 検索・照会・操作 | 2.3 操作 | 2.3.1 キーボードのみの画面操作 | | 0040087 | 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作ができること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040088 | 支援措置対象者に対する抑止、排他制御(10.3参照)、その他の抑止を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 支援措置(3.2参照)のほか、戸籍情報システムにおいて異動処理を実施している(戸籍異動中)等の事由の際、戸籍附票システムにおいても対する戸籍の附票への抑止機能が必要となることから、個別に書き込むのではなく、まとめて整理した。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040089 | 各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとに、個人及び同一の戸籍の附票単位で、抑止の開始日及び終了日設定ができること。なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | 抑止設定及び解除については、個人単位又は同一の戸籍の附票単位いずれにも対応できることとし、市区町村が選べるようにすることとした。 | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040090 | 抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。抑止の一時解除については、庁内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各システムへのデータ連携は不要とすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040091 | 一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻る。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040092 | 抑止・解除又は一時解除できる権限を個別に設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040093 | 戸籍情報システムから情報を連携させている場合は、戸籍情報システムにおいて戸籍届出による記載や修正等の処理を実施している際、異動中であるといった情報が連携され、抑止が実施されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040094 | 検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会抑止 | - | | 0040095 | 抑止事由(支援措置、外字作成中、戸籍異動中等)を選択できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------------|-----|---------------------------|---------|---|----------|---------|----------------|-----------|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会 抑止 | — | | 0040096 | 抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル(エラー・アラート)の設定ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会 抑止 | — | | 0040097 | 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付に対しても自動連携されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 大分類 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|--------------------|-----|----|---------------------------|---------|--|----------|---------|----------------|---|---------------------------|----------|
| | | 中分類 | 小分類 | | | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.1 異動・発行・照会 抑止 | — | | | 0040098 | コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040099 | 支援措置対象者が含まれる戸籍の附票の写し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 支援措置対象者に係る戸籍の附票の写し等の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上で、エラーを解除できることとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | 訂正 | | 0040100 | 支援措置責任者は、1.1.1.43(支援措置対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報を確認できること。審査の結果、戸籍の附票の写し等の交付を行う場合には、エラーを解除できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 10.3(操作権限管理)において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所非表示とすることも妨げられていない。支援措置対象者に係る戸籍の附票の写し等の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上で、エラーを解除できることとする。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の経緯な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040101 | 戸籍附票システムとして支援措置に関する情報を得た場合には、戸籍附票システムから戸籍情報システムへ支援措置情報を連携できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍情報システムとの支援措置情報の連携については、住民記録システムから支援措置対象者管理データが連携された場合も含め、戸籍の附票で抑止措置がかかっている者であることを戸籍情報システムに連携することで、戸籍事務における証明書の発行の際の注意喚起につなげるため、連携できることを機能に盛り込んだ。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040102 | 戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 実態として、支援措置の申出の多くが住民記録事務として受理されると想定されるが、住所地と本籍地が異なる市区町村である場合には、戸籍の附票事務として受理するケースが想定される。さらに、住所地と本籍地が同一の市区町村の場合であっても戸籍の附票事務として受理する可能性があり、その場合には戸籍附票システムから住民記録システムへ支援措置情報を連携する必要があることから、住民記録システムに連携する機能を設けた。なお、住民記録システムから戸籍附票システム等への「住民記録データ(支援措置対象者管理データを含む)」の連携については、住民記録システム標準仕様書に規定されている。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040103 | 支援措置の期間設定は1年とし、支援措置の開始年月日を入力すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定及び表示され、必要に応じて修正できること。 例)開始年月日が令和2年4月1日の場合、終了年月日が令和3年3月31日に自動的に設定される。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040104 | 支援措置期間の延長処理を行えることとともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 支援措置期間の延長については個別の事情に応じ、延長処理の開始については制限を設けないこととしたが、要領第5—10—キで規定されているとおり、「支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受ける」運用が想定される。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040105 | 延長処理に先立ち20.2.1の支援措置期間終了通知を出力できること。また、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置対象者の戸籍の附票を参照する際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 延長漏れを防止するため、支援措置の期間終了の一月前からアラートを表示する機能を設けることとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040106 | 支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援措置対象者の戸籍の附票を表示する端末画面において、支援措置の期間が終了している旨のアラートを表示できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 3.1(異動・発行・照会抑止)にあるように、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこととしている。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040107 | 支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったときその他市区町村長が支援の必要性がなくなつたと認めるときは、支援措置を終了できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040108 | 申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの期間においても、被害者保護のため、支援措置対象者が含まれる戸籍の附票の写し等の交付を実施しようとする際に、仮支援措置として、エラーとすることができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040109 | 仮支援措置については、自動的に解除されるものではないが、仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合には、常時又は戸籍附票システム開始時及び終了時にその旨を表示できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | | 0040110 | 支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。 | ○ | ○ | ○ | 要領5—10—ウの、申出者に対する支援の必要性の確認の結果の連絡については、市区町村における支援措置の方針や処理件数により取るべき手段が異なることから、標準オプション機能とした。 | | — |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|--------|----------|---------------|---------------------------|---------|--|------|-----|--------|---|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | 0040111 | 支援の延長処理を実施後、申出者に支援措置を延長する旨の通知を出力できること。 | ○ | ○ | ○ | — | | — |
| 機能要件 | 3 抑止設定 | 3.2 支援措置 | — | | 0040112 | 他の市区町村へ対象者情報を通知する際に使用する鑑文帳票を出力できること。 | ○ | ○ | ○ | — | | — |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.1 異動者 | | 0040113 | 戸籍の附票の異動処理においては、当該異動処理の対象者の戸籍の附票が既に存在する場合については、対象者を戸籍の附票データから選択できること。その際、基本検索により個人又は戸籍の附票単位で検索できるものとし、戸籍の附票を検索して対象者を選択する場合は、戸籍の附票の全部(当該戸籍の附票の全員を異動者とするをいう。)又は一部(当該戸籍の附票の一部を異動者とするをいう。)を選択できること(対象者の選択から全部又は一部を自動判断することを含む。)。一部を選択する場合には、1人又は複数人の対象者を選択できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票の異動については個人が単位であることから、個人単位で異動者を選択できること。また、戸籍の附票の全部や一部についても選択することも必要である。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.1 異動者 | | 0040114 | 戸籍の附票の異動処理において、当該異動処理の対象者の戸籍の附票が存在しない場合については、異動者の情報を入力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 新規に戸籍の附票を作成する場合等、対象者の戸籍の附票が存在しない場合については、戸籍情報システムにおける戸籍の情報を確認しながら異動者の情報入力等を実施することを想定している。この場合において戸籍情報システムにおける異動処理と戸籍附票システムにおける異動処理は別に行われる必要があるものの、戸籍の異動者の情報等を戸籍附票システム内に自動入力する機能や容易に転記できる機能等を備えることを妨げるものではない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.1 異動者 | | 0040115 | 指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に戸籍の附票を置く者に限定することができること。 | ◎ | — | — | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.2 異動日・処理日 | | 0040116 | 異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.2 異動日・処理日 | | 0040117 | 異動日は、デフォルトとしては空欄とすること。 異動日は、処理当日以前の日のみを入力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.2 異動日・処理日 | | 0040118 | 処理日は、処理当日が自動入力されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.2 異動日・処理日 | | 0040119 | 処理当日以外を処理日として入力できること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | | — |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.3 審査・決裁 | | 0040120 | 異動処理の仮登録及び本登録を行えること。 異動入力した内容は仮登録として、審査(決裁)により本登録とする。 仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、証明発行、住基ネット回線を通じた連携については、抑止されること。 【仮登録】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、法上、戸籍の附票にまだ記載されていない状態(異動情報をシステムに入力し、一時保存している状態) ・異動処理が確定しておらず、異動履歴とならない状態 ・戸籍の附票の写し発行時には、戸籍附票システムや他業務システム、又は、証明書のコンビニ交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。 【本登録】 ・異動情報がシステムに入力され、審査(決裁)を経てその内容がシステム上に保存されており、法上、戸籍の附票に記載されている状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・確定情報となるため、証明書、住基ネット回線を通じた連携等に反映される。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムと同様、仮登録の情報については取消・修正が可能である。ただし、仮登録の情報は取消・修正できることとしているが、戸籍情報システムにおいては取消事由(例:重婚や不適齢婚等)が含まれる届出を誤って受理した場合には当該届出の情報を取り消すことができないとされているため、戸籍情報システムとシステム構成を共有している場合において、戸籍情報システムにて取り消すことができない場合には戸籍附票システムにおいても同様の扱いとする。 住民票の写し等と比べ、記載事項に限られることや証明書の交付数が相対的に少ないことから、誤記のおそれが少ないため、審査(決裁)機能を設けなくともよいとの意見もあつたが、責任者の審査(決裁)がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査(決裁)機能は実装必須機能とする。 なお、審査(決裁)を実施する方法については本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.3 審査・決裁 | | 0040121 | 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者を選択できること。また、常時又は戸籍附票システム終了前に仮登録の者が存在することを表示できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.3 審査・決裁 | | 0040122 | 仮登録一覧は、全部又は一部(選択異動者及び入力支所等を単位とした一部)ごとに表示、本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限を掛けることができることとする。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 異動 | — | 4.0.4 入力確認・修正 | | 0040123 | 更新前(仮登録)には、20.0.1(様式・帳票全般)に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムと同様、審査・決裁機能を設けたことに伴い、当該機能を設ける入力内容の確認はペーパーレスで行うことを原則とする。ただし、繁忙期や非常時等、紙での照合が必要となる場面もあることを想定し、基本はペーパーレス対応を推奨するが、紙での出力機能も備えることとした。 | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 | |
|------|------|-----|-----|---------------------------|--------------------------------------|---------|--|-----|--------|-----------|---|-------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | | |
| 機能要件 | 4 | 異動 | — | 4.0.5 | 一括入力 | 0040124 | 同一のシステム利用者が、同一の戸籍の附票に登録されている複数人に同一の内容を入力する場合、対象を選択後、一括で入力できること。異動日と異動履歴は自動的に適用されること。 | ◎ | ◎ | ○ | 同一の戸籍の附票に登録されている複数人に同一の内容を入力する場合、一括入力することができることにより、入力作業を省力化する。なお、権限、情報セキュリティ等の観点から、履歴は、システム利用者(操作者ID単位)ごとに保持することとする(2.1(検索機能)参照)。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.1 戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等 | 0040125 | 戸籍届出等に基づき、戸籍届出等による記載、削除又は修正として、職権記載、職権削除及び職権修正の処理が行えること。なお、戸籍法第24条第2項、同条第3項、第113条、第114条又は第116条の規定によって戸籍の記載が訂正された場合も、同様に職権記載、職権削除及び職権修正の処理が行えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票の記載、削除又は記載の修正は、職権で行うものとする(法第18条)。戸籍の附票は戸籍を単位で作成されているため、戸籍の異動に伴い戸籍の附票についても職権で記載、削除及び修正を行うことが考えられるため。戸籍の附票においては消滅となった者(戸籍の附票の除籍を含む。)に関する修正は許容しないため、戸籍情報システムにおいて除籍者について訂正がなされた場合は備考のその他欄に戸籍において訂正がなされた旨を記載すること(記載方法については20.0.6を参照のこと。)。また、戸籍の附票においては戸籍における訂正概念が存在しないため、戸籍法第24条第2項、第113条、第114条又は第116条の規定によって戸籍の記載が訂正された場合には、職権記載、職権削除及び職権修正の処理が行えるものとしている。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動 | 0040126 | 市区町村の選挙管理委員会からの法第17条の2第2項の通知や本籍地市区町村からの通知に基づき、在外選挙人名簿登録情報及び在外投票人名簿登録情報について職権記載等ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 在外選挙人名簿又は在外投票人名簿への登録、移転、抹消等が発生した場合には、登録情報についての記載等が必要である。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動 | 0040127 | 戸籍の附票への国内住所地の追加等に伴い、在外選挙人名簿登録情報又は在外投票人名簿登録情報の変更があった場合には、その旨を在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村に通知するための在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書(20.2.2参照)を出力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 公職選挙法第30条の19第1項及び日本国憲法の改正手続に関する法律第43条第1項に基づき、在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村に通知するための通知書を作成する機能も必要である。なお、戸籍附票システムから出力する通知書については、国内住所地の追加等の戸籍の附票に起因する異動が発生した場合を想定している。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動 | 0040128 | 国民投票日の翌日に、当該国民投票のために登録された在外投票人名簿情報を戸籍の附票から削除することができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 法第17条の2第1項の規定に基づく通知を受けて、戸籍の附票には、在外投票人名簿に登録された旨を記載しなければならないこととされている。しかし、国民投票の終了後、戸籍の附票において在外投票人である旨等の記載を保持し続ける必要性は乏しいことから、投票日翌日に各市区町村で職権削除することが適当であると判断した。なお、本取扱いについては、国民投票が実際に行われることとなった場合に、総務省から各市区町村長宛てにその趣旨を通知することとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動 | 0040129 | 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録されている者の一覧について出力できること。 | ○ | ○ | ○ | 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録されている者の一覧は、国内に住所を戻した際の通知の発行管理等に使用する市区町村も存在することから、標準オプション機能とした。 | | - |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込 | 0040130 | CSから戸籍の附票記載事項通知(法第19条第1項)及び本籍転属通知(法第19条第3項)を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票記載事項通知に加え、デジタル手続法の施行に伴い戸籍照合通知(法第19条第2項)及び本籍転属通知についても電文としてCSから連携されるため、取込機能は必須。職員の手を介することなく自動で取り込めるとは、CSから戸籍の附票記載事項通知又は本籍転属通知を受信した後、取込処理ボタン等を押すことにより、通知を1件ずつ処理するのではなく、取り込んだ通知の情報を一括して仮登録する機能を想定している。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込 | 0040131 | 受信した通知に対する戸籍の附票記載事項通知取込エラー一覧表及び本籍転属通知取込エラー一覧表を作成できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込 | 0040272 | CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知については「戸籍附票システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知において、「戸籍附票システム改造仕様書」に従い、住基ネット統一文字及び行政事務標準文字図形名にて連携されるため、適切に処理できるよう留意する必要がある。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込 | 0040133 | 受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.4 誤記修正 | 0040134 | 誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.4 誤記修正 | 0040135 | 異動事由は、「誤記修正」とすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 | 職権 | 4.1.4 誤記修正 | 0040136 | 誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|------|-----|--------------------|---------------------------|--------|---------|---|---------|----------------|-----------|---|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.1 職権 | 4.1.4 | 誤記修正 | 0040137 | 異動履歴を残さない書き修正ができること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | - |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.2 異動の取消し | 4.2.1 | 異動の取消し | 0040138 | 4.1.3(CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込)に規定する異動処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、4.0.1(異動者)の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に還元できる機能とする。還元した後、データ項目を追加する必要がある場合においては、その他職権修正により対応する。具体的には、住民記録システムからCSを通じて連携される、戸籍に記載されている者の増減を伴わない記載事項の修正を実施する機能(異動の取消し(修正))を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムからCSを通じて連携される異動の取消し(増・減・修正)については、戸籍附票システムにおいては全て異動の取消し(修正)に集約することができることから、異動の取消し(修正)の機能を設けることとした。 なお、4.1.1(戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等)のとおり、戸籍法第24条第2項、第113条、第114条又は第116条の規定によって戸籍の記載が訂正された場合には、異動の取消しを行うのではなく、職権記載、職権削除及び職権修正の処理が行えるものとしている。 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 4 | 異動 | 4.2 異動の取消し | 4.2.1 | 異動の取消し | 0040139 | 取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040140 | 証明書(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し)を発行する際は、同一の戸籍の附票の全員分又は一部の者について選択できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040141 | 本籍・筆頭者、住民票コード、在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名等はデフォルトで省略すること。 支援措置対象者に係る住所(必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等出力する場合)等の省略ができること。イメージなどで管理している場合においても、本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名、支援措置対象者に係る住所(必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等出力する場合)等を省略(マスキング)ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040142 | デジタル手続法第9号施行日前に削除となった者において、戸籍の附票の写し等に性別及び生年月日を記載しないこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040143 | デジタル手続法第10号施行日前に削除となった者について、戸籍の附票の写し等に住民票コードを記載しないこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040144 | 特別の請求又は必要である旨の申出がある場合には記載の選択ができること(特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合の記載方法については、20.0.4(備考欄(異動履歴)の記載)を参照すること。) | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040145 | 削除となった者の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する誤記である旨及び誤記修正後の記載等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示する場合にのみ出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040146 | 削除となった者が筆頭者であり、当該者が削除された後に戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏に変更が生じた場合、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で戸籍の表示(本籍・筆頭者)について表示する際には、備考欄に戸籍の表示における筆頭者氏名欄の氏変更の異動履歴を必ず記載すること(記載方法については、20.0.4(備考欄(異動履歴の記載))を参照すること。) | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040147 | 最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040148 | 住所地区町村で調査の結果、戸籍の附票上の住所が削除され、空欄等になった者については、そのことに係る異動履歴を証明書に出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040149 | 証明書の様式については、第4章に定める様式とする。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040150 | 証明書には、認証文(第4章に記載のもの)、電子公印及び電子番号を出力すること。証明書が複数枚にわたる場合は、最終ページのみに認証文及び電子公印が印字されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 認証文の位置については、「当該戸籍の附票の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならぬ」(令第21条第2項の規定により読み替えて準用する令第15条)と明記されているため、最終ページのみに印字されることとしている。 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.1 証明書記載事項 | - | - | 0040151 | 生年月日は和暦で出力すること。 住所を定めた年月日及び転出予定年月日について、証明書出力時は和暦で出力すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 | 証明 | 5.2 同一の戸籍の附票の者の並び順 | - | - | 0040152 | 戸籍の附票の写しにおいて、同一の戸籍の附票の者の記載順序は、戸籍に記載されている順序と同一となること。 戸籍の記載順序については、戸籍法第14条にて定められたとおり。 第十四条 氏名を記載するには、左の順序による。 第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻 第二 配偶者 第三 子 ② 子の間では、出生の前後による。 ③ 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票の写しの記載順序については、従来から戸籍と同時に管理されていたことから、戸籍と同じ並び順となるため、戸籍の記載順序と同一となることとしている。 | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|------|--------------------|----------------|---------------------------|--------------------|---|------|-----|--------|---|--|------------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.2 同一の戸籍の附票の者の並び順 | — | | 0040153 | 同一の戸籍の附票の者の記載順序を変更できること。 | × | × | × | — | | |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.3 振り仮名 | — | 修正 | 0040293 0040293 | 戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票の除票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票部分証明(行政証明)、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書において、それぞれの氏名及び旧氏の振り仮名欄(在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書については、氏名の振り仮名欄のみ)に、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載された氏名及び旧氏の振り仮名をカタカナで記載する。 なお、氏又は名のみ振り仮名を記載する場合は、以下のように記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID 0040273から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.3 振り仮名 | — | 修正 | 0040294 0040294 | 戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票の除票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票部分証明(行政証明)、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書の氏名及び旧氏の振り仮名欄以外の項目に、氏名及び旧氏の振り仮名を記載できること。 | × | × | × | — | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID 0040271から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.4 方書の記載 | — | | 0040154 | 住所に方書が含まれる場合は、省略せず、証明書に記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムにおいて方書を含めて証明書に記載していることから、戸籍の附票の写しにおいても同様とする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.5 発行番号 | — | | 0040155 | 枚葉(まいよう、全部のページの意味)に発行年月日、市区町村名、発行端末番号、発行された順に付された番号、ページ番号及び総ページ数を証明書に印字することができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 枚葉にわたる証明書の加除を防止するための必要な措置として、総務省質疑応答(平成18年1月24日付け総行市第12号)にて、戸籍の附票の枚葉に発行年月日、市区町村名、発行端末番号、発行番号、ページ番号及び総ページ数を印刷することとして差し支えないとされた。 発行された順に付された番号については、日ごと、発行場所ごと、証明書ごとでの連番とすること。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.5 発行番号 | — | | 0040156 | 発行された庁舎名等を証明書に印字することができること。 | × | × | × | 発行された庁舎名等を証明書に印字する機能については、市区町村名と発行端末番号により発行場所が分かるため不要とする。 | | — |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.6 公印・職名の印字 | — | | 0040275 | システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)を選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、都道府県名を印字すること。ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票の写しや各種通知等は公文書に当たるため、公印が必要。ただし、各市区町村における規定等により通知によっては公印省略を可能としている場合もある。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.6 公印・職名の印字 | — | | 0040158 | 公印は電子公印に対応し、種類(市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用の印)を選択できること。また、「この印は黒色です」等の任意の固定文言を印字できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の写しには電子印の使用が認められているので、戸籍の附票の写しに押印する電子印の管理機能が必要となる。また、公印の種類は2種類以上管理できることとしたほうが良い(証明書専用印等あり)。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.7 公用表示 | — | | 0040159 | 証明書に「公用」の表示(印字)ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 証明書に「公用」と表示(印字)することは、本人等の請求や第三者からの申出による証明書等の交付と区別する上で必要といえるため実装必須機能とした。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.7 公用表示 | — | | 0040160 | 証明書に「規定により免除」と表示できること。 | × | × | × | 「規定により免除」を印字する市区町村もあるが、住民記録システムの分科会における議論の結果、「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため不要とされており、戸籍附票システムにおいても同様。 | | — |
| 機能要件 | 5 証明 | 5.8 文字溢れ対応 | — | | 0040161 | システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整する等して、文字超過とならないようにすること。なお、文字数が多くやむを得ず文字溢れが生じる場合や未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。 ただし、戸籍の附票の写し等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択でき、出力時に変更することもできること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 6 統計 | 6.1 統計 | — | | 0040162 | 毎年、総務省通知(平成26年12月25日付け総行住第136号)に基づき総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、戸籍の附票事務処理状況及び戸籍の附票の写し(戸籍の附票の除票の写しを含む。)の通数の算出やその検証のための統計機能を備えていること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準じ、総務省の実施する「住民基本台帳関係年報」の調査に対応するための統計機能を実装必須機能とした。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 6 統計 | 6.1 統計 | — | | 0040163 | システム移行においては、標準標準システム稼働日以降の集計ができること(標準標準システム稼働日以前の集計は、従来のシステムで行うこと。) | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1 CS連携 | 7.1.1 CSへの自動送信 | | 0040164 | 職権による記載等の異動時等に、「戸籍附票システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること(4.1.3(CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込等)参照)。なお、送信方法(回線や媒体)や送信のタイミングは定めないが、異動の時系列は担保されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | CSへの連携方式として、自動連携方式と手動連携方式があるが、本仕様書では自動連携方式を想定する。 CSとの接続構成は、J-LISより示されている接続構成パターンに準じた形を想定する。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1 CS連携 | 7.1.1 CSへの自動送信 | | 0040165 | 住基ネット共同利用に対応し、CSサーバ(附票AP)で受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1 CS連携 | 7.1.1 CSへの自動送信 | | 0040166 | その他、以下について実行できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | 「戸籍附票システム改造仕様書」に従い住基ネット統一文字及び行政事務標準文字図形名を連携する必要があるので、適切に処理できるよう留意すること。 指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単位で分割できることとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 連携 | 7.1 CS連携 | 7.1.1 CSへの自動送信 | | 0040167 | その他、以下について実行できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | — | — | | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|------|----------------|-------------|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|--|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.1 CS連携 | | 0040168 | CS側の附票本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票システム改定仕様書において「戸籍附票システムが送信した附票本人確認情報登録通知電文及び附票本人確認情報更新要求電文の送信件数と、附票APで左記電文を受信し附票本人確認情報を更新した処理件数を比較チェックすることとされているため、機能を規定した。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040169 | デジタル庁が規定する庁内データ連携機能(「共通機能標準仕様書」において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。)及び「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票システムから他の標準準拠システムへの情報連携又は他の標準準拠システムから戸籍附票システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040170 | 戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び32支援措置における連携をする場合を除き、本籍地と住所地が同一の市区町村の者の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。 | × | × | × | 住民記録システムが戸籍附票システムと直接連携している市区町村と、CSを介して戸籍附票システムと連携している市区町村があるが、デジタル手続法第10号施行日以降は、戸籍附票システムはCSからデータを受信することができる機能(4.1.3、7.1.1参照)があれば十分であることから、住所情報及び住民票コードが住民記録システムから直接戸籍附票システムに連携されることのできる機能は実装不可とする。 なお、戸籍附票システムにおいて、本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応するために、住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に必要な情報を連携する場合及び戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票部局において支援措置の申出を受けた場合については、例外的に住民記録システムと戸籍附票システムの間で連携をする必要があることから、実装不可機能から除くこととした(庁内データ連携機能及び「データ要件・連携要件標準仕様書」にも当該連携について規定している。) | | - |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040171 | 標準準拠システム以外のシステム(独自施策システム等)のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040172 | 外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040173 | 証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム等を通じて、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。 | ◎ | ◎ | ◎ | コンビニ交付をはじめとする個人番号カードによる証明書の交付に対応するため、証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム(市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム)等から選択して導入できることとし、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム等は、戸籍附票システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づいた電文、証明書PDFを出力する機能を備えることとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040174 | 当該端末における証明書交付履歴を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 7 | 連携 | 7.2 庁内他業務連携 | | 0040175 | 公的個人認証サービスを用いた証明書の電子申請に対応していること。 | ◎ | ◎ | ◎ | オンラインによる証明書の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた証明書の電子申請に対応できる機能を備えることとする。なお、当該機能を備えるシステムを別途、構築している場合には、当該システムと必要な情報を連携できる機能を備えることとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 8 | 実装してもしなくても良い機能 | 8.1 本人通知 | | 0040176 | 「本人通知」の申出内容について、登録・管理できること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 8 | 実装してもしなくても良い機能 | 8.1 本人通知 | | 0040177 | 登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせを出力できること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 8 | 実装してもしなくても良い機能 | 8.1 本人通知 | | 0040178 | 対象の証明書は、窓口で交付した「戸籍の附票の写し」及び「戸籍の附票の除票の写し」とし、証明書を発行する際に、交付記録として交付年月日時・交付請求者区分(本人、代理人、第三者)・証明書の種別・枚数の記録(登録)ができること。また、証明書発行後に修正(交付請求者の選択誤りを修正)ができること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 8 | 実装してもしなくても良い機能 | 8.1 本人通知 | | 0040179 | 「本人通知」の事前登録者の戸籍の附票の写し等が交付される際、画面確認できること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|---------------|------------------|-------------|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|--|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 8 実装しなくても良い機能 | 8.1 本人通知 | 8.1.3 通知書出力 | | 0040180 | 証明書発行履歴を基に本人宛て又は申請者宛ての戸籍の附票の写し等の交付通知書(発行日・請求者区分・証明書種別・枚数)を出力できること。 なお、出力条件として、「本人通知の事前登録者への交付」、「本人通知の事前登録者への交付(申請者が本人の交付記録は除く。）」、「事前登録に関わらず申請者情報(第三者への交付や委任状による交付)による判定」が選択できること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.1 他システムとの連携を除外 | バッチ処理 | | 0040181 | バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週の曜日、毎月×日、毎月末を指定した方法(スケジューリングによる起動)が提供されること。スケジューリング管理ソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョン等について、発注者からの要求があった場合、提示すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 本項目におけるバッチ処理は戸籍附票システムにおける日次・月次データ処理等、他システムへの連携を伴わない処理を想定したものであり、他システムとの連携を伴う処理については「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。 バッチ処理の実行方法には、直接起動方法のほか、ジョブスケジューラーから実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。 戸籍附票システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による実行(非同期実行)は一般的に用いられないことから、バッチ処理が「同期実行」できることが必要となる。 なお、ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である市区町村に開示、説明する義務があり、市区町村側もミドルウェアの情報に限らず把握しておく必要がある。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.1 他システムとの連携を除外 | バッチ処理 | | 0040182 | バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 修正パラメータ箇所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観点から、色での識別等の方法は規定しない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.1 他システムとの連携を除外 | バッチ処理 | | 0040183 | 全てのバッチ処理の実行結果(処理内容、処理結果、処理時間、処理端末名、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。また、異常終了した場合の警告を戸籍附票システム内又は自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、リカバリを効率化するための実行結果の出力は必須である。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.1 他システムとの連携を除外 | バッチ処理 | | 0040184 | 例えば6.1で記載した統計についてバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXML形式等で作成する場合には、自動実行する仕組みを用意すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 製品によっては、システムによりXML形式で作成可能なものや、CSVだけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件を合わせるために記載。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.2 抑止対象者 | | | 0040185 | 抑止対象者一覧を作成できること。また、抑止の種類等による抽出、項目による並べ替えができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.2 抑止対象者 | | | 0040186 | 指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。 | ◎ | - | - | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 9 バッチ | 9.2 抑止対象者 | | | 0040187 | 一覧表を支所単位で分割できること。 | ○ | ○ | ○ | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.1 EUC機能ほか | | | 0040188 | EUC機能(「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(戸籍附票システム)」の規定に従うこと。(戸籍附票システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合には、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。)なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、戸籍附票システムの基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。 | ◎ | ◎ | ◎ | デジタル庁が規定する「共通機能標準仕様書」が策定されたことに伴い、当該機能を規定した。 また、EUC機能又はEUC機能によって出力されたファイル等についても以下の技術的基準に準拠すること。 (技術的基準はシート「参照事項一覧」を参照) | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.2 アクセスログ管理 | | | 0040189 | (1)ログの取得 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること(aaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、aaS事業者と協議する等により、何らかの形で当該機能が市区町村に提供されるようにすること。) (シート「項目詳細」を参照) ※(c)から(e)までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合があるため、その場合は省略することも、印刷端末名をもって代えることも可とする可とした。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.2 アクセスログ管理 | | | 0040190 | 取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ログの保管期間は、各市区町村の開示請求の対応期間と同じであることが望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。 保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい自治体に対する追加料金等の理由も明確になる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.2 アクセスログ管理 | | | 0040191 | システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。 | ◎ | ◎ | ◎ | | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|-------|---------------|-----|---------------------------|---------|---|----------|---------|----------------|-----------|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.2 アクセスログ管理 | - | | 0040192 | (2)ログの分析 システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること(IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で当該機能が市区町村に提供されるようにすること。) 【分析例】 ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・戸籍附票宛名番号等から該当者の検索実行一覧 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|------|-------|----------------------------|-----|---------------------------|---------|---|------|-----|--------|---|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040193 | システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID、パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)並びに利用範囲及び期間を管理できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 操作権限管理(認証等含む。)は戸籍情報システムの一部として戸籍の附票が管理されている場合は、戸籍附票システム独自の機能として備えることが難しく、戸籍情報システムの機能を利用する想定としている。 操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要となるため、必ず、利用者個人を単位としたID及びパスワードを付与する。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040194 | 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルを設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040195 | IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040196 | アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040197 | アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040198 | アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定する等、事前に準備ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040199 | 事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040200 | 他の職員が異動処理を行っている間は、同一個人の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040201 | 操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理等で一括メンテナンスできることとする(テキストデータを元にシステムで一括更新可能等)。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040202 | IDとパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 個人情報や機微情報を取り扱う戸籍附票システムでは、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であるとともに、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする(グループ利用や非常勤職員等が同一IDを共用することは禁止。) なお、認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040203 | 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 | ○ | ○ | ○ | アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は標準オプション機能とした。 | | - |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040204 | 操作権限一覧表で操作権限を設定できること。 | ○ | ○ | ○ | — | | - |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.3 操作権限管理 | — | | 0040205 | シングル・サイン・オンを使用できること。 | ○ | ○ | ○ | — | | - |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.4 操作権限設定 | — | | 0040206 | システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、異動・証明を含む全ての画面にて、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設定できること(支障措置対象者の権限設定については10.3(操作権限設定)を参照)。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍の附票の記載事項には住民票コードに関する情報が含まれているが、処理担当者によっては必ずしも必要な情報ではないため、照会画面において、利用することができるシステムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、個人単位で一定の操作権限設定を行えることとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.5 ヘルプ機能 | — | | 0040207 | システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.5 ヘルプ機能 | — | | 0040208 | ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等を確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)が提供されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索等によって、知りたい情報に容易にアクセスできる。 オンラインマニュアルの一部として、Q&A(よくある質問&回答)集が提供されることが望ましい。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.5 ヘルプ機能 | — | | 0040209 | システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。 | × | × | × | 市区町村によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンラインマニュアルで代替できるため、不要とする。 | | - |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく出力 | — | | 0040210 | 「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで出力する機能が提供されること。なお、その際には「データ要件・連携要件標準仕様書」にて規定されている文字要件に準ずること。また、データ要件の標準以外で保有するデータがある場合は、同様提供されること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 各標準準拠システムは、共通要件である「データ要件・連携要件標準仕様書」に従う必要があり、当該標準仕様書で示された「基本データリスト」に基づくデータを抽出することが必要であることから、このことを踏まえた機能を備えることとした。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく出力 | — | | 0040211 | システム契約期間の終了時には、その時点でのデータ要件の標準に従って任意でデータ提供ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | | 0040212 | 証明書を発行する際にプリンタやトレー(ホッパ)の指定ができること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | | 0040213 | 出力部数を設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | | 0040214 | 帳票発行時にプレビュー機能を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | | 0040215 | 帳票発行時にPDF出力又は紙出力のいずれかを指定でき、プリンタの指定もできること。なお、デフォルトでPDF出力又は紙出力のいずれかを設定できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | | 0040216 | 戸籍附票システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を備えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | | 0040217 | 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民記録システムに準ずる。 | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|---------|---------------|-----------------|----------------|---------------------------|---------|---|----------|---------|----------------|---|---------------------------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.7 印刷 | — | — | 0040218 | アクセスログを取得できないOS独自の印刷ができること。 | × | × | × | 住民記録システムに準ずる。 | | - |
| 機能要件 | 11 エラー・アラート項目 | 11.1 エラー・アラート項目 | — | 訂正 | 0040219 | 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等(少なくとも「エラー項目一覧」に記載のもの)は、エラー(※)として抑止すること。 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※エラー・論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定(本登録)できないもの | ◎ | ◎ | ◎ | 標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、本仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によっても異なるため、標準仕様として規定しない。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の経緯な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 11 エラー・アラート項目 | 11.1 エラー・アラート項目 | — | 訂正 | 0040276 | 論理的に成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも「アラート項目一覧」に記載のもの)は、アラート(※)として注意喚起すること。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照) ※アラート・論理的に成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの | ◎ | ◎ | ◎ | 標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、標準仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によっても異なるため、標準仕様として規定しない。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の経緯な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 11 エラー・アラート項目 | 11.1 エラー・アラート項目 | — | — | 0040221 | エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 機能要件 | 11 エラー・アラート項目 | 11.1 エラー・アラート項目 | — | — | 0040222 | 戸籍情報システムのエラー・アラート機能のうち、戸籍附票システムにおいても該当する項目についてはそれに準拠すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 戸籍附票システムでは戸籍情報システムと同様のデータ項目や機能を扱っている部分があり、エラーやアラートについても同様のものが必要であるため、これらのデータ項目や機能で戸籍附票システムにおいても該当する項目については戸籍情報システムで定義されているエラー・アラート項目に準拠することとした。 | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040223 | (1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) ※ 戸籍の附票の除票の写し(20.1.2参照)については、標準化基準施行前に除票となったものについては、この限りでない。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040224 | (2) 仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については機能として盛り込んでいない。ただし、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、【実装必須機能】の(2)にて規定しているとおり、必要に応じて画面を直接印刷できる機能を実装していることから、帳票として印刷することは可能である。 なお、これらの内部帳票についてペーパーレスで行う方法については、「(参考)内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」を参照のこと。 (シート「内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」を参照) | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040225 | (3) 住民基本台帳関係年報の調査様式(住民基本台帳関係年報の第4表及び第5表調査様式)(20.3.1参照)について、以降で示すレイアウトに従い、XLSX形式により出力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040226 | 以下の様式・帳票について、出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) | ○ | ○ | ○ | 戸籍の附票部分証明(行政証明)は戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明)及び戸籍の附票の除票の写し(全部証明・個人証明)の証明事項のうち、記載項目単位で表示又は非表示(省略)を行った上で交付する証明書を指す。デジタル手続き第9号施行後(性別等の項目を省略したい)といった希望が想定されることから、本帳票は標準オプション機能とする。なお、表示・非表示可能な項目の指定は行わないが、戸籍の附票の写しの証明として最低限必要な情報(氏名、住所、住定日)は必ず表示されることを想定している。 | | - |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040227 | 「実装必須機能」に示す様式・帳票について、本仕様書で示す以外のレイアウトで出力できること。 | × | × | × | — | | - |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040228 | 以下を含め、「実装必須機能」又は「標準オプション機能」に示す以外の様式・帳票について、出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | × | × | × | 住民票及び住民票の除票の原票と同様、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の原票については様式として出力しないことを標準とする。廃棄証明書や焼失証明書は一部の自治体において導入されており、当該帳票は戸籍の附票の除票の保存期間が100年に延長される以前や、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票が紙で保存されている場合に必要とされた帳票と考えられるが、標準化後においては必要となる場面が想定されないことや、戸籍附票システムにおいては当該帳票に記載する情報が存在しない(戸籍の附票の除票が廃棄又は焼失されているため。)ことから、必ずしも戸籍附票システムから出力する必要がないものとして、実装不可機能とした。 | | - |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.1 様式・帳票全般 | — | 0040229 | 確認用帳票等の内部帳票の確認用画面について、項目の順序を市区町村が自由に決められること。 | × | × | × | — | | - |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|---------|------|-----|---------------|---------------------------|---------|--|----------|---------|----------------|-----------|----|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.2 各項目の記載 | | 0040230 | 項目名は、「[]」で囲い、「[]」の中は横書き、左右中央揃えとすること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書(20.2.2参照)については項目名を「[]」で囲わず表での表記をすること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書(20.2.2参照)については項目名を「[]」で囲わず表での表記をすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 | |
|---------|------|-----|---------------------|---------------------------|---------------------|---|------|-----|--------|-----------|--|------------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.2 各項目の記載 | 訂正 | 0040231 | 項目内容は、項目名の右につなげて横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履歴、除票記載事項等の事項は、備考欄(1.1.12+参照)を備えることとし、上揃えとすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の疑義な訂正 | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.2 各項目の記載 | | 0040232 | 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しにおける「住所」はその住所の「住定日(住所を定めた年月日のこと)」と縦に並べて記載し、履歴が複数ある場合には最新の履歴を最上部に記載の上、履歴ごとに野線(破線)で分け、最新の履歴以外に取消し線を引くこと。取消し線については、長音等に重複しないよう、上下中央からずらして引くこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.2 各項目の記載 | | 0040233 | 国外転出にあたる表記については、項目名の「住所」を「国外転出先」、「住定日」を「転出予定日」に置き換えること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.2 各項目の記載 | 修正 | 0040295 60440277 | 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:国内在住者における「在外選挙人名簿登録市区町村名」、デジタル手続法第9号施行日前に削除となった者における「性別」、「生年月日」、デジタル手続法第10号施行日前に削除となった者における「住民票コード」、及び法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票に記載されていない「氏名の振り仮名」、「旧氏を記載していない者の「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」等)については、項目名及び項目内容を記載せず、上詰めて表示すること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書(20.2.2参照)において記載すべきものがない項目については上詰めせず*と表示すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040277から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴う機能要件の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.2 各項目の記載 | | 0040278 | 氏名及び氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「(氏空欄)」又は「(名空欄)」と記載する。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040235 | 5.1(証明書記載事項)により省略をする項目については、項目内容を「(省略)」と表示すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの項目名については戸籍の証明書も踏まえ、「【】(単付き括弧)」にて囲って表記すること。省略の指定をした項目については、住民票の写し等においては「【省略】」として表記がなされるが、戸籍の附票の写し等では項目名の表記と重複するため「(省略)」とした。 | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040236 | 戸籍の附票の写し(20.1.1参照)、戸籍の附票の除票の写し(20.1.2参照)には、編製年月日、改製記載年月日、改製削除年月日又は再製記載年月日として記録している内容等を以下のとおり備考欄に必ず記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | - | 編製年月日、改製記載年月日、改製削除年月日及び再製記載年月日は、法令上の記載事項ではないが、戸籍の附票の連続性を確かめる必要がある戸籍の附票の写し等の交付を求める者の便宜を図る観点より、法に基づく記載事項としての削除事由(削除、改製)と事由の生じた年月日とは別に、備考欄に必ず記載することとする。 | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040237 | 特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する異動履歴については、特別の請求又は必要である旨の申出がない場合は省略とすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040238 | 異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040239 | 異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。その際、デフォルトとしては、異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴、及び誤記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外を記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | 修正 | 0040298 60440249 | 戸籍の附票の写し(20.1.1参照)、戸籍の附票の除票の写し(20.1.2参照)には、異動履歴を備考として記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) ただし、削除となった者が筆頭者であり、当該者が削除された後に戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏に変更が生じた場合、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で戸籍の表示(本籍・筆頭者)について表示された際には、備考欄に戸籍の表示における筆頭者氏名欄の氏変更の異動履歴を必ず記載すること。また、戸籍の附票上の住所が削除され、空欄等になった者については、そのことに係る異動履歴を必ず記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040240から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴うシート「帳票関連項目等一覧」の修正 | 令和9年度第1四半期 | |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040241 | 記載に当たっては、戸籍の附票における氏名記載順とし、複数の住所履歴がある場合は同一の者をまとめて記載の上異動日又は職権修正等の場合は処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 | |
|---------|------|-----|---------------------|------|---------|---------------------------|------|-----|-----------|----|-------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 指定都市 | 中核市 | | | | 一般市区町村 |
| 様式・帳票要件 | - | - | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040242 | 対象者名ごとに罫線(破線)で分けて記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|---------|------|----------------|------------------------|---------------------------|---------|--|----------|---------|----------------|---|---------------------------|----------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定 都市 | 中核 市 | 一般 市区 町村 | | | |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040243 | 異動履歴の単位の中で改ページ等が行われないよう留意すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040279 | 氏名の振り仮名が、戸籍において公証され、法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票にそれぞれ初めて記載される場合、新たに振り仮名を記載したものとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名の振り仮名は空欄とすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | | 0040280 | 氏又は名の振り仮名のいずれかが先に戸籍の附票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.5 備考欄(異動履歴)の記載の修正 | | 0040244 | 20.0.4(異動履歴の記載)により戸籍の附票の写し等の証明書に記載される異動履歴については、修正できること。その場合、1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴と別に、証明書に記載される異動履歴として、1.2.1(異動履歴の管理)において管理することとされている項目を管理し、これを修正することとし、1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴は修正しないこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | 4.1.4(誤記修正)に記載のとおり、誤記があった場合も、上書き修正せず、職権修正として修正することとしており、誤記のあった異動履歴は、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持されることとしている。ただし、4.1.4(誤記修正)の【考え方・理由】に記載のとおり、戸籍の附票の写し等で記載する証明事項の履歴としては必ずしも全て記載する必要はなく、20.0.4(異動履歴の記載)に記載のとおり、異動事由が「誤記修正」である異動履歴は、デフォルトとしては、証明書には記載しないこととしている。 もともと、異動事由が「誤記修正」である異動履歴を記載せず、その他の異動履歴を記載すると、証明書に記載される異動履歴が誤記を含んだものとなる場合に備え、証明書に記載される異動履歴を修正する機能を備えることとする。ただし、その場合も、4.1.5(誤記修正)の考えを踏まえ、実際のシステム上の異動履歴である1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴は修正しないこととする。 なお、これらを自動で行う機能については、過去の異動履歴の誤記修正を行うこと自体の頻度が高くないことから、不要である。 | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.5 備考欄(異動履歴)の記載の修正 | | 0040245 | 現に戸籍の附票(原票)に記載されている最新のデータも修正しないこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.5 備考欄(異動履歴)の記載の修正 | | 0040246 | 1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴と証明書に記載される異動履歴をともな画面上で参照できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.5 備考欄(異動履歴)の記載の修正 | | 0040247 | 証明書に記載される異動履歴には、履歴番号及び枝番号を付して管理すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 証明書に記載される異動履歴の履歴番号は、異動日の古いものから順番に付すこととする。誤記修正等が必要な場合、当該誤記修正等がどの異動履歴に対して行われたのかが分かるように管理をする必要があることから、誤記修正等の履歴番号については、誤記修正等を行う異動履歴と同様とし、枝番号については、誤記修正等を行う異動履歴の枝番号に続けて処理日が古いものから順に付すこととする。 | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.6 備考欄(その他)の記載 | 訂正 | 0040248 | 戸籍の附票の写し(20.1.1参照)、戸籍の附票の除票の写し(20.1.2参照)には、備考として記録している内容を備考欄に記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (シート「備考関連項目等一覧」を参照) ただし、削除となった者の記載事項又は備考欄に、本人からの申出等による誤記修正を行った場合若しくは戸籍の訂正があった場合は、誤記等である旨及び誤記等の修正後の記載について、必ず備考欄に記載すること。なお、誤記修正等の項目が、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて表示する項目である場合は、市区町村長の判断により表示するかしないかを選択し、当該項目を表示して交付する場合には、必ず備考欄にて誤記修正等を記載した旨を表示する。また、最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について、必ず備考欄に記載すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | 1.1.12*(備考)に記載のとおり、自由入力した備考項目について、戸籍の附票(原票)の備考として記載することとし、戸籍の附票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、プライバシー保護の観点等から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、備考欄に記載することとする。ただし、削除となった者若しくは戸籍の附票の除票の記載事項若しくは備考欄に誤記があることが判明した場合又は最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合に、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、備考欄に必ず記載することとした。ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する誤記である旨及び誤記修正後の記載等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を記載する場合のみ記載すること。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】表記の経歴な訂正 | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | — | 20.0.6 備考欄(その他)の記載 | | 0040249 | 事象の単位の中で改ページ等が行われないよう留意すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | | 0040250 | 戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明)について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | | 0040251 | 末尾に認証文として、「この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。」と記載できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | — | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | | 0040252 | 個人証明については戸籍の附票に記載されている複数の個人(削除となった者も含む)を記載することもできること。 | ◎ | ◎ | ◎ | — | | 令和8年4月1日 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

| 要件種別 | 機能名称 | | | 改定種別 (直前の版から改定した項目の種別) | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | | 要件の考え方・理由 | 備考 | 適合基準日 |
|---------|------|----------------------|--|---------------------------|--------------------|---|------|-----|--------|---|---|------------|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | 指定都市 | 中核市 | 一般市区町村 | | | |
| 様式・帳票要件 | - | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | 修正 | 0040297 0040294 | 戸籍の附票の写しに記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) | ◎ | ◎ | ◎ | ○用語について 項目については基本的には法令の用語を踏襲することとするが、以下の項目については、法律上の用語以外の用語を使用することとする。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) ※留意点:上の表はあくまで証明書に印字する項目名の問題であり、これによって、項目内容が変わるものではない。 | 【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】機能ID_0040281から変更 旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項とされることに伴うシート「項目詳細一覧」の修正 | 令和9年度第1四半期 |
| 様式・帳票要件 | - | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | | 0040254 | 消除となった者が元の戸籍に戻る場合においては、戸籍情報システムにおいて戸籍法に基づく訂正時は除籍の記載は残し、新たに別の者として記載されることから、戸籍の附票においても、消除の記載は残し、別の者として記載を追加すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | | 0040255 | 国外転出予定者の戸籍の附票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先を含めて発行すること。 | × | × | × | - | | - |
| 様式・帳票要件 | - | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.2 戸籍の附票の除票の写し | | 0040256 | 戸籍の附票の除票の写し(全部証明・個人証明)については、直接印刷により出力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.2 戸籍の附票の除票の写し | | 0040282 | レイアウトは、20.1.1に規定する戸籍の附票の写しのレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までに別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。) (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表の左上箇所「除票」表記を加える。 ・消除事由及び事由の生じた年月日を記載する。 ・備考欄に、改製消除年月日(改製で除票となった場合。)を記載する。 ・認証文の「この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。」を「この写しは、戸籍の附票の除票の原本と相違ないことを証明する。」に改める。 ・氏名の振り仮名に関する注釈の「※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、(氏空欄)又は(名空欄)と表示されます。」を「※消除となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、(氏空欄)又は(名空欄)と表示されます。」に改める。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | 20.2 その他 | 20.2.1 支援措置期間終了通知 | | 0040258 | 支援措置期間終了通知について、住民記録システム標準仕様書(20.5.1支援措置期間終了通知)にて示されているレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | 20.2 その他 | 20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書 | | 0040259 | 在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村に通知するための在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(4.1.2(在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) | ◎ | ◎ | ◎ | - | | 令和8年4月1日 |
| 様式・帳票要件 | - | 20.3 住民基本台帳関係年報の調査様式 | 20.3.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第4表及び第5表 | | 0040260 | 住民基本台帳関係年報の調査様式である第4表及び第5表について、「住民基本台帳関係年報の処理」について(平成26年12月25日付け総務省住第136号総務省自治行政局長通知)」において指定するレイアウトに転記できる形で出力できること(6.1(統計)参照)。 | ◎ | ◎ | ◎ | 住民基本台帳関係年報の調査様式である第4表及び第5表については、既に別途、形式が指定されている。 | | 令和8年4月1日 |

戸籍附属システム

機能・機能要件[旧氏の姓変更対応等に関する機能]項目詳細一覧

| 機能ID | 項目分類① | 項目分類② | 項目分類③ | 項目詳細 |
|---------|--|----------------------------------|-----------------------------|---|
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 申出書に関する項目 | 戸籍附属氏名番号 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 申出書に関する項目 | 性別 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 申出書に関する項目 | その他(任意の文書を登録できること。) |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 支援措置対象者の相手方に関する項目(判明している場合) | 性別 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 支援措置対象者の相手方に関する項目(判明している場合) | その他(任意の文書を登録できること。) |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 併せて支援を求める者に関する項目 | 旧名の姓変更 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 併せて支援を求める者に関する項目 | 戸籍附属氏名番号 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 併せて支援を求める者に関する項目 | 性別 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置に関するその他項目(申出書情報に追加で登録できること。) | 併せて支援を求める者に関する項目 | その他(任意の文書を登録できること。) |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 転送情報 | -- | 転送された支援措置申出書の受付年月日 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 転送情報 | -- | 支援の当事者がいないことを確認したときの申出書への連絡年月日 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置の期間 | -- | 当初受付市区町村 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 支援措置の期間 | -- | 支援措置の開始年月日 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 既支援措置 | -- | 支援措置の終了年月日 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 既支援措置 | -- | 既支援措置の有無 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 既支援措置 | -- | 既支援措置の開始年月日 |
| 0040044 | 当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目 | 既支援措置 | -- | 既支援措置の終了年月日 |
| 0040044 | -- | -- | -- | 異動年(4.0)参照 |
| 0040044 | -- | -- | -- | 異動事由として管理する項目(1.2.9参照) |
| 0040044 | -- | -- | -- | 異動日(4.0.2参照) |
| 0040044 | -- | -- | -- | 始期日(4.0.2参照) |
| 0040044 | -- | -- | -- | 終期日(4.0.2参照) |
| 0040044 | -- | -- | -- | 請求日(旧内転出票による請求に基づき旧氏名及び旧姓の氏名変更を行う場合にのみ) |
| 0040044 | -- | -- | -- | 入力場所(3.1)参照 |
| 0040044 | -- | -- | -- | 入力端末(3.1)参照 |
| 0040050 | 記載の事由 | -- | -- | 戸籍簿出等による記載 |
| 0040050 | 記載の事由 | -- | -- | 改製(戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す。) |
| 0040050 | 記載の事由 | -- | -- | 改製(その他の戸籍の附属における改製を指す。) |
| 0040050 | 記載の事由 | -- | -- | 改製(戸籍の附属における改製を指す。) |
| 0040050 | 記載の事由 | -- | -- | 異動の取扱い(遺) |
| 0040050 | 消滅の事由 | -- | -- | 戸籍簿出等による消滅 |
| 0040050 | 消滅の事由 | -- | -- | 改製(戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す。) |
| 0040050 | 消滅の事由 | -- | -- | 改製(その他の戸籍の附属における改製を指す。) |
| 0040050 | 消滅の事由 | -- | -- | 異動の取扱い(遺) |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 戸籍簿出等による修正 |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 転入等 |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 転出 |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 転居 |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 階層修正等(住民票における階層記載削除修正等を指す。) |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 誤記修正 |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | その他階層修正 |
| 0040050 | 修正の事由 | -- | -- | 異動の取扱い(修正) |
| 0040062 | -- | -- | -- | 交付年月日 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 交付場所 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 交付対象者 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 証明書の種類 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 交付区分(本人等請求、公用請求、第三者請求) |
| 0040062 | -- | -- | -- | 記載事項 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 枚数 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 発行番号 |
| 0040062 | -- | -- | -- | 発行場所名、請求書ID |
| 0040062 | -- | -- | -- | 宛先情報(誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録) |
| 0040166 | -- | -- | -- | CSに対する符号の生成要求の自動送受信ができること |
| 0040166 | -- | -- | -- | 送信した附属本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍附会通知(法第19条第2項)情報、本籍転属通知(法第18条第3項)情報の照会及び一覧表への印字(指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。) |
| 0040166 | -- | -- | -- | 送信した附属本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍附会通知情報、本籍転属通知情報の再送信ができること及び再送信の際は異動事由を変更して送信できること |
| 0040166 | -- | -- | -- | CSとの疎通状況を確認できること |
| 0040166 | -- | -- | -- | 送信データを手入力でも補充でき、送信できること |
| 0040166 | -- | -- | -- | 一時的に手動運用に切り替えることができること |
| 0040166 | -- | -- | -- | 住民票一覧一文字ごとの変換が管理できること |
| 0040166 | -- | -- | -- | CSへ連携できなかった場合のより一表示ができること |

戸籍附票システム

機能・機能要件[旧氏の振り仮名対応等に関する設定]項目詳細一覧

| 機能ID | 項目分類① | 項目分類② | 項目分類③ | 項目詳細 |
|---------|---------|--------|-------|---|
| 0040166 | — | — | — | その他、戸籍附票システム改定仕様書新版に記載されている機能を実行できること |
| 0040167 | — | — | — | 指定範囲においては、一覧表は行政区域単位で分割できること |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (a)照会 |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (b)検索実行 |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (c)異動入力(履歴追加) |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (d)異動入力(履歴修正) |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (e)異動入力(履歴削除) |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (f)バッチ処理(機番作成) |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (g)バッチ処理(字一歩更新) |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (h)異動ハードコピー |
| 0040189 | ①操作ログ | ア、取得対象 | — | (i)字一歩抽出(EUC) |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | 操作者ID |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | 日時 |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | ファイル名 |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | 機番名 |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | オンラインの場合は対象となったコード(処理対象番号)・機能名・画面名 |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | バッチについては処理名 |
| 0040189 | ①操作ログ | イ、記録対象 | — | 照会/実行履歴 |
| 0040189 | ②確認ログ | — | — | ログイン及びログアウトのユーザID番号等 |
| 0040189 | ③イベントログ | — | — | 戸籍附票システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等の発生時に発生した際の記録 |
| 0040189 | ④承認ログ | — | — | 照会/実行履歴(アクセスログ)(データベースサーバ)以上の連携エラー等 |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 印刷者ID |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 印刷日時 |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 対象ファイル名 |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 印刷オプション(又は印刷機名) |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | タイトル |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 枚数 |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 公印出力の有無 |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 出力形式(プレビュー、印刷、ファイル出力等) |
| 0040189 | ⑤印刷ログ | — | — | 証明書の場合には発行番号等の情報 |
| 0040189 | ⑥設定変更ログ | — | — | 管理者による設定変更時の情報 |
| 0040189 | ⑦エラーログ | — | — | 戸籍附票システム上でエラーが発生した際の記録 |
| 0040228 | — | — | — | 戸籍の履歴(遺棄) |
| 0040228 | — | — | — | 戸籍の附属の附属(遺棄) |
| 0040228 | — | — | — | 廃業証明書 |
| 0040228 | — | — | — | 損失証明書 |
| 0040228 | — | — | — | 法第19条3項通知不届通知 |
| 0040228 | — | — | — | 住所照会通知 |
| 0040228 | — | — | — | 戸籍の表示(本籍・筆頭者) |
| 0040228 | — | — | — | 氏名 |
| 0040228 | — | — | — | 氏名の振り仮名 |
| 0040228 | — | — | — | 住所 |
| 0040228 | — | — | — | 住所(同一世帯) |
| 0040228 | — | — | — | 生年月日 |
| 0040228 | — | — | — | 性別 |
| 0040228 | — | — | — | 住所(国外転出先を含む。) |
| 0040228 | — | — | — | 住所を定める年月日(転出予定年月日を含む。) |
| 0040228 | — | — | — | 住所(方書を含む。) |
| 0040228 | — | — | — | 住所(方書を含む。) |
| 0040228 | — | — | — | 住所を定める年月日の履歴(転出予定年月日を含む。) |
| 0040228 | — | — | — | 住民票コード |
| 0040228 | — | — | — | 削除となった者(削除となった者のみ。) |

戸籍附票システム

機能・機要件【旧氏の振仮名対応等に係る想定】エラー・アラート項目一覧

| 分類 | No | エラー項目 | (参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す | 関係する 機能要件 番号 | 考え方・理由 |
|-----|----|---|---|--|---|
| エラー | 1 | 戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合 | 住民票コードが既に登録されています。住民票コードの入力誤り又は複本籍等特殊な状況にある可能性があります。確認してください。 | 1.1.1 | 戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は入力誤り又は複本籍等特殊な状況である可能性があり、確認が必要であるため。二重戸籍状態等であってもその時点での事務処理として正しい場合にはそれを妨げることはできないため、必要に応じてエラーを解除し、処理を継続することを想定している。 |
| エラー | 2 | 削除となった者について内容の変更をする場合 | 削除となった者については情報の変更ができません。誤記等が判明した場合は備考欄に追記してください。 | 1.1.1 | 削除となった者については、戸籍の附票の除票に修正は実施できないことから、エラー項目とする。 |
| エラー | 3 | 住民票コードのチェックデジットが不正の場合 | 住民票コードのチェックデジットが違います。 | 1.1.1 | 住民票コードを誤った場合には、誤入力の前後の個人もひもづけ管理ができなくなり、CSとの情報連携ができなくなる等影響が大きいため。また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。 |
| エラー | 4 | 異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合 | 〇〇が入力されていません。 | 1.1.5 | 異動入力全体について共通して論理矛盾を防ぐ記載とした。防ぐ対象は画面遷移ではなく、必須項目が空欄となった状態での確定とする。なお、照合課での確認プロセスがある場合も、システム上誤った状態で確定としていい理由にはならないため、本エラーは備えることとする。 |
| エラー | 5 | 暦上日以外が入力が許容されていない項目で、暦上日以外が指定された場合 | 入力された日付が正しくありません。 | 1.1.7 ⁶ 1.1.8 ⁷ | 誤った日付が登録されることを回避するため。 |
| エラー | 6 | 異動事由が削除の事由又は修正の事由で対象者が存在しない場合 | 異動対象者が存在しません。異動内容を確認してください。 | 1.2.2 | 削除又は修正の異動事由の場合に異動対象者がいない場合は、異動対象者の内容が誤っている可能性があり、確認が必要となるため。 |
| エラー | 7 | 支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合 | 指定した個人は支援措置対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。 | 3.1 | 支援措置対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや、支援措置責任者による処理に移行する必要があるため、アラートとする。なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者は別に記載する。 |
| エラー | 8 | 抑止対象者を選択した場合 | 抑止対象者です。選択できません。 | 3.1 | 抑止対象者について、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| エラー | 9 | 抑止対象者を特定する検索をした場合 | 取扱注意者又はその同一戸籍の者の情報ですので表示できません。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は戸籍担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。 | 3.1 | 他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| エラー | 10 | 抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合 | 注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」 | 3.1 | 他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。なお、エラーとして対象者に係る異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| エラー | 11 | 支援措置対象者を含む証明書を発行する場合 | 下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」 | 3.4 | 支援措置対象者に係る戸籍の附票の写し等の交付は慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上でエラーを解除することとする。 |
| エラー | 12 | 入力された異動事由に適さない項目が入力された場合 | 入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。 | 4 | 異動事由に合致しない項目について入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・転入等に、住所に国名又は地域名が入力されている場合 等 |
| エラー | 13 | 前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合 | 入力された日付が正しくありません。 | 4 | 前後関係のある日付において逆転する日付が入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・戸籍届出等による削除等の異動日が「住所を定めた年月日」以前である場合 ・支援措置の終了年月日が支援措置の開始年月日以前である場合 等 |
| エラー | 14 | 異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合 | 該当者が選択されていません。 | 4.0.1 | 該当者選択なしに異動処理ができる仕組みは成立せず、後続の画面に進めないため。 |
| エラー | 15 | 異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合(例、転入等で戸籍の附票の除票に含まれている者を選ぶ) | 異動事由に合わない人が選択されました。(異動事由に合った該当者を選択してください。) | 4.0.1 | 区分の異動についての単純誤りや証明書等の誤発行等を防ぐため。 |
| エラー | 16 | 住民票コード照会中の者が含まれる戸籍の附票の異動を選択した場合 | 住民票コード照会中の者がいるため、この戸籍の附票に対する異動はできません。 | 4.0.1 | 住民票コードの照会の際には4情報をCS宛に送付することとなるが、住民票コード照会中に他の異動が可能となれば、送信時と送信後の4情報が異なる場合に整合が取れなくなる可能性があり、このことを防ぐため。 |
| エラー | 17 | 新住所を入力する画面で、自治体コード又は市区町村名が入力されていない場合 | 自治体コード又は市区町村名が入力されていません。 | 4.0.2 | 自治体コードと市区町村名のいずれも入力されない場合はCSIに正しくデータを送信できないため。 |
| エラー | 18 | 異動日が処理日より未来の日付の場合 | 異動日が未来の日付です。異動日を確認してください。 | 4.0.2 | 異動日等の日付については誤りに気づきにくく、修正することが難しいため。また、未来日での異動ができない事項については、システム的にもそのような処理を想定していないため、エラーで入力自体を防ぐ必要があるため。 |
| エラー | 19 | 仮登録の者を含む戸籍の附票の証明書を発行する場合 | 仮登録であるため、証明書の発行ができません。審査・決裁担当者に確認してください。 | 4.0.3 | 仮登録では証明書を発行できないため。 |
| エラー | 20 | 異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消滅年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に戸籍届出等による記載の異動年月日が入力されていない場合 | 異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消滅年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に戸籍届出等による記載の異動年月日が入力されていません。よろしいですか。 | 4.2 | 異動の取消し(増)の場合は異動日が消滅年月日、異動の取消し(減)の場合は住民となった年月日が記載されることが多く想定されるため。 |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】エラー・アラート項目一覧

| 分類 | No | エラー項目 | (参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す | 関係する 機能要件 番号 | 考え方・理由 |
|------|----|--|--|--------------------|---|
| アラート | 1 | 住所に番地を入力していない場合 | 番地が入力されていません。 | 1.1.1 | 入力力を防ぐニーズはあるが、市区町村によって無番地の住所があり、エラーとすると不都合であるため。 |
| アラート | 2 | 存在しない町・字コードが入力された場合 | (存在しない町・字コード「9999」を入力した場合)「9999」に該当する町・字コードはありません。」 | 1.1.1 | 現在使用していない古い自治体コード等を選択してしまうと、住基ネットとの連携で不具合が生じるため。また、再転入等があった場合に、合併前の旧町の住所表示が反映されてしまうことがあるため。 なお、住所辞書の更新時点より新しい情報を手入力する際や、住基ネットへの連携前にいったん入力して先に進む場合等、先に進む必要がある場合もあるため、エラーではなくアラートとする。 |
| アラート | 3 | 住民票コード又は個人番号未付番号についてOSとの連携のために設定される符号が入力されていない場合 | 住民票コード欄が空欄です。 | 1.1.1 | 住民票コードが付番漏れ等により空欄となっている場合、個人のひもづけを行うことができないため、アラートが必要。 |
| アラート | 4 | 在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村の登録がある者について、国内の住所が設定された場合 | 在外選挙人名簿登録又は在外投票人名簿登録者です。国内に住民票を移した場合は在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村へ通知が必要です。 | 1.1.1 | 在外選挙人名簿登録市区町村又は在外投票人名簿登録市区町村の登録がある者が帰国し、国内に住所を移した場合には通知する必要があるため、アラートが必要。 |
| アラート | 5 | 異動処理や証明書発行の対象となる者が成年被後見人の場合 | 対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。 | 1.1.1 | 成年被後見人が代理で証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。 |
| アラート | 6 | 改製を実施する場合 | 改製を実行した場合、当該戸籍の附票は除票となります。改製を実行してよろしいですか。 | 1.1.2 | 改製を実施することで当該戸籍の附票は除票となり、住民が求める証明書に影響が生じるため。なお、改製自体は妨げるものではないため、エラーではなくアラートとする。 |
| アラート | 7 | 誤記修正等を行った戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの発行処理を行う場合 | この戸籍の附票又は戸籍の附票の除票は、誤記修正等に関する記録が備考欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。 | 3.1 | 他の異動と異なり、誤記修正等については、請求者が変更が生じていることに気づかない可能性があり、請求者に説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。 |
| アラート | 8 | 住所が未記載の場合 | 住所が入力されていません。 | 1.1.5 | 住所については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。 |
| アラート | 9 | 性別が未記載の場合 | 性別が入力されていません。 | 1.1.5 | 性別については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。 |
| アラート | 10 | 氏名が未記載の場合 | 氏名が入力されていません。 | 1.1.5 | 氏名については、出生届において名が未定の際、名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要。 |
| アラート | 11 | 氏名の振り仮名が未記載の場合 | 氏名の振り仮名が入力されていません。 | 1.1.5 | 氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。 |
| アラート | 12 | 生年月日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合 | 不詳日又は生年月日に存在しない日付が設定されていますが、よろしいですか。 | 1.1.2.6 | このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。 |
| アラート | 13 | 本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であっても別字として判定すること。) | 本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。 | 1.1.10.0 | 基本的には氏名欄の氏と筆頭者欄の氏は一致するはずであり、類似した文字が複数ある漢字を氏に含む場合等、誤入力を受ける必要があるため。 なお、戸籍届出等による修正により筆頭者欄の氏の変更は許容するが、構成員としての筆頭者の欄は削除されて以降の変更が許容されないため、本人が削除となった後に氏の変更が生じた場合は、結果として、同一戸籍の附票内で氏の不一致が生じることが想定されるため、エラーではなくアラートとした。 |
| アラート | 14 | 仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合 | 仮支援措置の状態で指定日数を超過した対象者が存在します。支援措置の必要性を確認し、必要に応じて支援措置を開始してください。 | 1.1.14.0 | 仮支援措置のまま放置されることを防ぐため。アラートとする日数については、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| アラート | 15 | 抑止対象者を選択した場合 | 抑止対象者です。 | 3.1 | 抑止対象者について注意喚起を行い、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| アラート | 16 | 抑止対象者を特定する検索をした場合 | 取扱注意者又はその同一戸籍の者の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 証明書等発行する場合は戸籍担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。 | 3.1 | 他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| アラート | 17 | 抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合 | 注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」 | 3.1 | 他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。 |
| アラート | 18 | 支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援措置対象者の戸籍の附票を参照した場合 | 1か月以内に支援措置の期間が終了します。 | 3.2 | 支援措置の期間の延長漏れを防止し、支援措置対象者に支援措置の期間が終了する旨の通知をするために必要。また、当該通知は支援措置の期間が終了するまでに行えばよいので、アラートとした。 |
| アラート | 19 | 支援措置の期間が終了している支援措置対象者の戸籍の附票を参照した場合 | 支援措置の期間が終了しています。 | 3.2 | 支援措置の期間延長の申出がなされていないので、延長漏れの可能性があり、支援措置対象者に延長の意思確認が必要な場合がある。延長しないことで確認が取れており、誤りがなければ、終了することもできるので、アラートとした。 |
| アラート | 20 | いずれの項目も変更がされていない場合 | 入力前と変更がありません。 | 4 | 注意喚起が必要であるため。 |
| アラート | 21 | 新住所を入力する画面で、1つ前の住所と同一住所が入力された場合 | 前住所と同一の住所となっています。 | 4 | 新住所が1つ前の住所と同一である場合、住所情報の二重登録である可能性があるため。 |
| アラート | 22 | 住所を定めた年月日と異動日又は転出予定年月日と異動日を異動日と異なる日付に変更した場合 | 住所を定めた年月日≠異動日、又は転出予定年月日≠異動日となりますが、更新しますか。 | 4.0.2 | 基本的に住所を定めた年月日と異動日又は転出予定年月日と異動日は同じ日になることが多く、そうでない場合には注意喚起が必要であるため。 |
| アラート | 23 | 入力した住所を定めた年月日又は転出予定年月日より新しい住所を定めた年月日又は転出予定年月日での異動処理が行われている場合 | 入力よりも新しい異動があります。確認してください。 | 4.0.2 | 注意喚起を行い、正確な異動日を確認する事務につなげる必要があるため。 |
| アラート | 24 | 戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示(本籍・筆頭者)が戸籍の附票に記載されている戸籍の表示(本籍・筆頭者)と異なる場合 | 戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示(本籍・筆頭者)が異なります。確認してください。 | 4.1.3 | 転入と婚姻を同時に行った場合等において、届出受理後の処理のタイミングによっては送信すべきでない自治体に通知する場合があります。その場合においては確認等が必要となるが、戸籍の表示(本籍・筆頭者)の軽微な違い(ハイフン、長音符の差等)も想定されるためアラートとしている。 |
| アラート | 25 | 戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票に記載されている最新住所情報が異なる場合 | 戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票の最新住所情報が異なります。確認してください。 | 4.1.3 | 戸籍の附票記載事項通知の旧住所情報と戸籍の附票の最終住所情報は基本的に一致するものであり、異なる場合には確認等が必要となるが、住所の軽微な違い(ハイフン、長音符の差等)も想定されるためアラートとしている。 |
| アラート | 26 | 戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者と氏名(又は氏名の振り仮名)・名(又は名の振り仮名)・性別・生年月日・住所の組合せが一致する現存者がいる場合 | 戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者と氏名(又は氏名の振り仮名)・名(又は名の振り仮名)・性別・生年月日・住所の組合せが一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。 | 4.1.3 | 同一の異動処理である可能性があるため、正確なひも付けのために注意喚起が必要。 なお、当該情報の組合せが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。 |
| アラート | 27 | 戸籍の附票の写しに住民票コードを記載する場合 | 戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。 | 5.1 | 住民票コードを戸籍の附票の写しに記載することができる場合は限られており、その都度確認が必要であるため。 |
| アラート | 28 | システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合 | 文字溢れが発生しています。 未登録外字が含まれます。 | 5.7 | 文字溢れが発生した場合等には当該項目を限界まで出力させるか空白で出力するかを選択し、空欄を選択した場合には、手書きでの記載が必要となるため、記入漏れが発生しないようアラートが必要。5.7参照 |

戸籍附票システム

機能・概要要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】参照事項一覧

| 要件種別 | 機能名称 | | | 機能ID | タイトル | 内容 | 備考 |
|------|-------|------------------|-----|---------|-------|--|----|
| | 項目① | 項目② | 項目③ | | | | |
| 機能要件 | 10 共通 | 10.1 EUC 機能ほか | — | 0040188 | 技術的基準 | <p>○技術的基準 第9 戸籍の附票システムの安全管理等 3 戸籍の附票システムの管理 (2) ファイルの不当な使用の防止等 ファイルの使用者の資格を明確に定めることとし、資格を持たない者による使用を制限すること等、ファイルの使用の管理及び不当な使用の検知について必要な措置を講ずること。 (3) データ等の取扱い及び管理に際してのエラー及び不正行為の防止 データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理すること、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理の方法を明確にすること。</p> <p>4 端末機操作の管理 (2) 端末機の操作者の確認 ア 戸籍の附票システムの運用に際しては、パスワード、識別カード又はこれらと同等以上のもものと認められる方法により資格の確認を行うこと。 イ (略) (3) ファイルに対する利用制限 端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。 (4) (略) (5) 強制的に終了する機能 端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。</p> | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】帳票関連項目等一覧

| 機能名称 | | | 機能ID | タイトル | 帳票イメージ | | | | |
|---------|------------|-----------------------|--------------------|------------------|--|---------|------------|---------|-----------|
| 項目① | 項目② | 項目③ | | | | | | | |
| 5 証明 | 5.3 振り仮名 | — | 0040293 0040279 | 振り仮名を記載する場合の記載例 | <p>(氏の振り仮名のみ記載する場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名の振り仮名</td> <td>サイトウ (名空欄)</td> </tr> </table> <p>(名の振り仮名のみ記載する場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名の振り仮名</td> <td>(氏空欄) タロウ</td> </tr> </table> | 氏名の振り仮名 | サイトウ (名空欄) | 氏名の振り仮名 | (氏空欄) タロウ |
| 氏名の振り仮名 | サイトウ (名空欄) | | | | | | | | |
| 氏名の振り仮名 | (氏空欄) タロウ | | | | | | | | |
| — | — | 20.0.3 備考欄(編製年月日等)の記載 | 0040236 | 備考欄(編製年月日等)の記載例 | <p>■編製年月日: 年 月 日</p> | | | | |
| — | — | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | 0040296 0040240 | 備考欄(異動履歴)の記載イメージ | <p>■異動履歴</p> <p>氏名: {対象者名}</p> <p>{異動日} 異動({異動事由}) ({処理日「職権」/請求日「請求」})</p> <p>異動項目: {異動項目}</p> <p>異動前: {異動前データ}</p> <p>異動後: {異動後データ}</p> <p>{異動日} 異動({異動事由}) ({処理日「職権」/請求日「請求」})</p> <p>異動項目: {異動項目}</p> <p>異動前: {異動前データ}</p> <p>異動後: {異動後データ}</p> <p>.....</p> <p>氏名: {対象者名}</p> <p>{異動日} 異動({異動事由}) ({処理日「職権」/請求日「請求」})</p> <p>異動項目: {異動項目}</p> <p>異動前: {異動前データ}</p> <p>異動後: {異動後データ}</p> <p>{異動日} 異動({異動事由}) ({処理日「職権」/請求日「請求」})</p> <p>異動項目: {異動項目}</p> <p>異動前: {異動前データ}</p> <p>異動後: {異動後データ}</p> | | | | |
| — | — | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | 0040296 0040240 | 備考欄(異動履歴)の記載要領 | <p>(記載要領)</p> <p>{異動日}・・・異動日を記載する。 {異動事由}・・・1.2.2で規定する異動事由を記載する。 {処理日「職権」/請求日「請求」}・・・処理日及び「職権」の語を記載する。旧氏及び旧氏の振り仮名については請求日及び「請求」の語をそれぞれ記載する。 {対象者名}・・・異動のあった対象者の最新氏名を記載する。 {異動項目}・・・異動のあった項目名を記載する。 {異動前データ}・・・{異動項目}の異動前のデータを記載する。 {異動後データ}・・・{異動項目}の異動後のデータを記載する。</p> <p>※ {異動前データ}又は{異動後データ}が1行で収まらない場合は、「.」の右から2行目が始まるように下げる。 ※ {異動項目}が住所である場合には、異動前データ及び異動後データの記載を省略する。異動事由が「誤記修正」である異動履歴について、デフォルトとして記載しない(現い)消滅となった者及び戸籍の附票の除票の場合を除く。であるが、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示することとなった場合には、異動前データ及び異動後データを記載する。 ※ 戸籍届出による記載(出生、婚姻等)に基づく職権記載等に基づき、戸籍の附票に記載する場合や、戸籍届出による消滅(死亡、失踪宣告等)、改製等により戸籍の附票から消滅する場合には、記載又は消滅対象者に係るほとんど全ての異動項目について記載又は消滅を行うこととなることから、これらの場合においては、異動項目、異動前データ及び異動後データの戸籍の附票の写し等への記載については省略し上詰めとすることとして差し支えない。(記載要領)</p> <p>{異動日}・・・異動日を記載する。 {異動事由}・・・1.2.2で規定する異動事由を記載する。 {処理日「職権」}・・・処理日及び「職権」の語を記載する。 {対象者名}・・・異動のあった対象者の最新氏名を記載する。 {異動項目}・・・異動のあった項目名を記載する。 {異動前データ}・・・{異動項目}の異動前のデータを記載する。 {異動後データ}・・・{異動項目}の異動後のデータを記載する。</p> <p>※ {異動前データ}又は{異動後データ}が1行で収まらない場合は、「.」の右から2行目が始まるように下げる。 ※ {異動項目}が住所である場合には、異動前データ及び異動後データの記載を省略する。異動事由が「誤記修正」である異動履歴について、デフォルトとして記載しない(現い)消滅となった者及び戸籍の附票の除票の場合を除く。であるが、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示することとなった場合には、異動前データ及び異動後データを記載する。 ※ 戸籍届出による記載(出生、婚姻等)に基づく職権記載等に基づき、戸籍の附票に記載する場合や、戸籍届出による消滅(死亡、失踪宣告等)、改製等により戸籍の附票から消滅する場合には、記載又は消滅対象者に係るほとんど全ての異動項目について記載又は消滅を行うこととなることから、これらの場合においては、異動項目、異動前データ及び異動後データの戸籍の附票の写し等への記載については省略し上詰めとすることとして差し支えない。</p> | | | | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】帳票関連項目等一覧

| 機能名称 | | | 機能ID | タイトル | 帳票イメージ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|---|--------------------|-----------------|---|--------|--------|----------------|----|------|----------------------------------|------|--------|------------------------------------|-----|-----------|--------------------------------------|-------|-----------|---|-------|---------|---|
| 項目① | 項目② | 項目③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 | 0040296 9949249 | 備考欄(異動履歴)の記載例 | <p>■異動履歴</p> <p>氏名:齊藤 太郎 令和8年1月20日異動(戸籍届出等による修正)(令和8年1月20日職権) 異動項目:氏名の振り仮名 異動前:(空欄) 異動後:サイトウ タロウ</p> <p>平成28年5月6日異動(転出)(平成28年5月4日職権) 異動項目:住所</p> <p>平成18年11月20日異動(戸籍届出等による修正)(平成18年11月20日職権) 異動項目:氏名 異動前:齊藤 太郎 異動後:齊藤 太郎</p> <p>平成15年4月6日異動(転居)(平成15年4月7日職権) 異動項目:住所</p> <p>平成7年9月16日異動(転居)(平成7年9月17日職権) 異動項目:住所</p> <p>平成2年6月20日異動(戸籍届出等による記載)(平成2年6月20日職権)</p> <p>.....</p> <p>氏名:齊藤 花子 令和8年1月20日異動(戸籍届出等による修正)(令和8年1月20日職権) 異動項目:氏名の振り仮名 異動前:(空欄) 異動後:サイトウ ハナコ</p> <p>平成18年11月20日異動(戸籍届出等による修正)(平成18年11月20日職権) 異動項目:氏名 異動前:齊藤 花子 異動後:齊藤 花子</p> <p>平成15年4月6日異動(転居)(平成15年4月7日職権) 異動項目:住所</p> <p>平成7年9月16日異動(転居)(平成7年9月17日職権) 異動項目:住所</p> <p>平成2年6月20日異動(戸籍届出等による記載)(平成2年6月20日職権)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 20.0.6 備考欄(その他)の記載 | 0040248 | 備考欄(その他)の記載イメージ | <p>■その他</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 20.0.6 備考欄(その他)の記載 | 0040248 | 備考欄(その他)の記載例 | <p>■その他</p> <p>誤記等判明年月日:令和4年1月11日 誤記等判明理由:申出 誤記等対象者:鈴木 太郎 誤記等の箇所:附票に記載されている者の氏名 誤記修正後の記載:鈴木 太朗</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 20.1 戸籍の附票の写し等 | 20.1.1 戸籍の附票の写し | 0040297 994928+ | 法律上の用語以外の用語一覧 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する用語</th> <th>法律上の用語</th> <th>法律上の用語を使用しない理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性別</td> <td>男女の別</td> <td>「性別」のほうが一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>出生の年月日</td> <td>「生年月日」のほうが一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。</td> </tr> <tr> <td>住定日</td> <td>住所を定めた年月日</td> <td>現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、一般的に使用されているため。</td> </tr> <tr> <td>国外転出先</td> <td>国外転出者である旨</td> <td>現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として国外転出先が記載されているため。</td> </tr> <tr> <td>転出予定日</td> <td>転出予定年月日</td> <td>転出予定年月日を項目名とした場合には他項目と比較して項目名が長くなり、システム上の実装難易度が高まるため。</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する用語 | 法律上の用語 | 法律上の用語を使用しない理由 | 性別 | 男女の別 | 「性別」のほうが一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。 | 生年月日 | 出生の年月日 | 「生年月日」のほうが一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。 | 住定日 | 住所を定めた年月日 | 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、一般的に使用されているため。 | 国外転出先 | 国外転出者である旨 | 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として国外転出先が記載されているため。 | 転出予定日 | 転出予定年月日 | 転出予定年月日を項目名とした場合には他項目と比較して項目名が長くなり、システム上の実装難易度が高まるため。 |
| 使用する用語 | 法律上の用語 | 法律上の用語を使用しない理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 性別 | 男女の別 | 「性別」のほうが一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | 出生の年月日 | 「生年月日」のほうが一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住定日 | 住所を定めた年月日 | 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、一般的に使用されているため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国外転出先 | 国外転出者である旨 | 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として国外転出先が記載されているため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 転出予定日 | 転出予定年月日 | 転出予定年月日を項目名とした場合には他項目と比較して項目名が長くなり、システム上の実装難易度が高まるため。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】_(参考)内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

説明文

従来、システムへ入力した後、帳票出力（紙）による入力内容の確認を行っていた。以下については、システムの画面等を拘束するものではないが、参考までに、内部帳票についてペーパーレスで行う方法として一例を示す。

《画面レイアウト》

- ①戸籍の附票の写し（20.1.1参照）と同じ項目配置（レイアウト）と確認時の視認性を高める
- ②異動のあった項目だけを印字（異動前を空白）させる工夫をする
- ③異動のあった項目で、増事由（転入・出生等）に拠らないものは、2段書きの異動後、異動前を活用し、入力前後が分かるように表示させる
- ④戸籍の附票の写し（20.1.1参照）に無い項目は下欄を設け、まとめて表示させる

《対象とする確認帳票の代表例》

- ⑤仮登録内容の確認用帳票
増事由確認の画面イメージ
（図1） 増事由（戸籍届出等による記載等）確認の画面イメージ（1段書き）参照
増減無、減事由の画面イメージ
（図2） 増減無（戸籍届出等による修正・転入等）、減事由（戸籍届出等による消除等）確認の画面イメージ（2段書き）参照

一画面で複数該当者を表示した方が効率性が上がる帳票は、他をもって調製して構わない。
ただし、（附票番号、戸籍附票宛名番号）+氏名、性別、生年月日、本籍（+当該出力目的を補完する項目）等を表示させること。当該出力目的を補完する項目は任意とする。

《出力するタイミング》

- ⑥仮登録した時点で画面表示されること

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】(参考)内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

戸籍の附票(20.1.1_戸籍の附票の写し)のレイアウトに寄せた確認帳票イメージ図

(図1) 増事由(戸籍届出等による記載等)確認の画面イメージ(1段書き)

| | | | | |
|--|--|--|------------------------------|-----------|
| (異動前) 本籍 (異動前) 氏名 (異動後) 本籍 (異動後) 氏名 | 東京都千代田区霞が関二丁目1番 斉藤 太郎 | | | |
| 附票に記載されている者 | (異動前)氏名 (異動前)氏名の振り仮名 (異動後)氏名 (異動後)氏名の振り仮名 | 斉藤 太郎 サイトウ タロウ | | |
| | (異動前)旧氏 (異動前)旧氏の振り仮名 (異動後)旧氏 (異動後)旧氏の振り仮名 | | | |
| | (異動前)生年月日 (異動後)生年月日 | 昭和40年5月10日 | (異動前)生年月日 (異動後)生年月日 | 男 |
| | (異動前)住民票コード (異動後)住民票コード | 12345678901 | | |
| | (異動前)在外選挙人名簿登録市区町村名 (異動後)在外選挙人名簿登録市区町村名 | | | |
| | (異動前)住所 (異動後)住所 | 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 | (異動前)住所を定めた日 (異動後)住所を定めた日 | 令和元年12月6日 |
| | 附票に記載されている者 | (異動前)氏名 (異動前)氏名の振り仮名 (異動後)氏名 (異動後)氏名の振り仮名 | 斉藤 花子 サイトウ ハナコ | |
| (異動前)旧氏 (異動前)旧氏の振り仮名 (異動後)旧氏 (異動後)旧氏の振り仮名 | | 田中 タナカ | | |
| (異動前)生年月日 (異動後)生年月日 | | 昭和42年9月7日 | (異動前)生年月日 (異動後)生年月日 | 女 |
| (異動前)住民票コード (異動後)住民票コード | | 23456789012 | | |
| (異動前)在外選挙人名簿登録市区町村名 (異動後)在外選挙人名簿登録市区町村名 | | | | |
| (異動前)住所 (異動後)住所 | | 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 | (異動前)住所を定めた日 (異動後)住所を定めた日 | 令和元年12月6日 |
| * * * | | * * * | * * * | * * * |
| * * * | * * * | * * * | * * * | |
| 【異動履歴】 | | | | |
| 附票番号 | 1234567890 | 附票宛名番号 | 1234567890 並び順 1 | |
| 氏名 | 斉藤 太郎 | 附票宛名番号 | 1234567890 並び順 2 | |
| 氏名 | 斉藤 花子 | 附票宛名番号 | 1234567890 並び順 2 | |

戸籍附票システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応等に係る想定】(参考)内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

(図2) 増減無(転居・職権修正)、減事由(戸籍届出等による消除等)確認の画面イメージ(2段書き)

| | | | | |
|--|--|---------------------|--------------------------|-----------|
| (異動前) 本籍 (異動前) 氏名 (異動後) 本籍 (異動後) 氏名 | 東京都千代田区霞が関二丁目1番 斉藤 太郎 | | | |
| 附票に記載されている者 | (異動前) 氏名 (異動前) 氏名の振り仮名 (異動後) 氏名 (異動後) 氏名の振り仮名 | 斉藤 太郎 サイトウ タロウ | | |
| | (異動前) 旧氏 (異動前) 旧氏の振り仮名 (異動後) 旧氏 (異動後) 旧氏の振り仮名 | | | |
| | (異動前) 生年月日 (異動後) 生年月日 | 昭和40年5月10日 | (異動前) 生年月日 (異動後) 生年月日 | 男 |
| | (異動前) 住民票コード (異動後) 住民票コード | 12345678901 | | |
| | (異動前) 在外選挙人名簿登録市区町村名 (異動後) 在外選挙人名簿登録市区町村名 | | | |
| | (異動前) 住 所 | 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 | (異動前) 住所を定めた日 | 令和元年12月6日 |
| | (異動後) 住 所 | 東京都千代田区霞が関2丁目1番地 | (異動後) 住所を定めた日 | 令和3年4月6日 |
| 附票に記載されている者 | (異動前) 氏名 (異動前) 氏名の振り仮名 (異動後) 氏名 (異動後) 氏名の振り仮名 | 斉藤 花子 サイトウ ハナコ | | |
| | (異動前) 旧氏 (異動前) 旧氏の振り仮名 (異動後) 旧氏 (異動後) 旧氏の振り仮名 | 田中 タナカ | | |
| | (異動前) 生年月日 (異動後) 生年月日 | 昭和42年9月7日 | (異動前) 生年月日 (異動後) 生年月日 | 女 |
| | (異動前) 住民票コード (異動後) 住民票コード | 23456789012 | | |
| | (異動前) 在外選挙人名簿登録市区町村名 (異動後) 在外選挙人名簿登録市区町村名 | | | |
| | (異動前) 住 所 | 東京都千代田区永田町1丁目11番39号 | (異動前) 住所を定めた日 | 令和元年12月6日 |
| | (異動後) 住 所 | 東京都千代田区霞が関2丁目1番地 | (異動後) 住所を定めた日 | 令和3年4月6日 |
| * * * | * * * | * * * | * * * | |
| * * * | * * * | * * * | * * * | |
| 【異動履歴】 | | | | |
| 附票番号 | 1234567890 | | | |
| 氏名 | 斉藤 太郎 | 附票宛番号 | 1234567890 並び順 1 | |
| 氏名 | 斉藤 花子 | 附票宛番号 | 1234567890 並び順 2 | |

※なお、当該イメージ図はあくまで例示であり、画面要件は本仕様書の対象範囲外であることに留意。